

令和3年6月17日
保健医療介護部

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

体制の整備

○相談体制の整備【がん感染症疾病対策課】

- 令和2年2月7日（金）、県内の19保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- 令和2年3月4日（水）、医療機関からの相談に迅速に対応できるよう県の保健所に専用の携帯電話を導入し、体制を強化
（令和3年6月14日現在） 562, 120件
- 令和2年4月13日（月）9時から、一般相談窓口の受付時間を延長して24時間対応
（令和3年6月14日現在） 98, 534件

○検査体制の強化【がん感染症疾病対策課】

- PCR等検査実施件数（令和3年6月16日現在）797, 251件
※陽性患者の経過観察のための検査件数を除く
- 患者発生状況（令和3年6月16日現在）35, 071名
- 令和2年3月5日（木）、県保健環境研究所に「リアルタイムPCR」を1台新たに増設し、迅速な検査体制を強化。
- 令和2年3月6日（金）から、民間の検査機関においてもPCR検査の実施が可能。これを受け、3月8日（日）、医師会、帰国者・接触者外来の代表、県内保健環境研究所、民間検査機関等による会議を開催し、民間の検査機関におけるPCR検査について協議し、令和2年3月13日（金）、帰国者・接触者外来の担当者へ説明会を開催。
- PCR検査調整会議で検査体制について協議し、民間の検査機関へ依頼できる医療機関を5月8日から患者を入院させている医療機関等へ拡大。
- ドライブスルー検査体制の強化に向け、各地域で専用外来の設置を進めており、8月5日時点19か所で実施。
- 令和2年5月30日（土）、救急患者が感染していたことで、院内感染が発生し、クラスターとなった事例が生じたことから、新型コロナウイルス抗原迅速診断キットの優先的な供給について国に要請。
- 検査体制の強化に向けて、各地域で専用外来の設置を進めており、令和2年12月17日（木）現在、県内22か所で実施。
- 令和2年12月1日（火）、田川保健福祉事務所に「新型コロナウイルス抗原定量検査機器」を導入し、検査体制を強化。
- 令和3年1月12日（火）、北筑後保健福祉環境事務所、1月19日（火）筑紫保健福祉環境事務所に「新型コロナウイルス抗原定量検査機器」を導入し、検査体制を強化。

○医療・介護提供体制の整備【がん感染症疾病対策課、介護保険課】

- ・令和2年1月27日（月）、感染症指定医療機関連絡会議を開催し、発生時の対応について協議。
- ・令和2年1月29日（水）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・令和2年2月5日（水）、医師会・行政合同会議を開催し、帰国者・接触者外来の対象等について協議。
- ・令和2年2月7日（金）、感染予防体制が整備された医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置。
- ・令和2年2月23日（日）、医師会、行政、専門家による合同会議を開催し、重症化した場合の医療体制について検討。
- ・令和2年3月1日（日）、医師会、大学病院、感染症指定医療機関の病院長による会議を開催し、重症者の受入体制について協議。
- ・令和2年3月2日（月）、県内の患者が増大し、感染症指定医療機関の感染症病床等で対応不可となった場合に備え、新型インフルエンザ患者入院医療機関に対し、受入体制の準備を要請。
- ・今後、集団発生等の感染拡大に対応できる医療体制の整備について協議を行うなど、感染拡大の状況に応じ、段階的に講じる各対策（医療提供体制、サーベイランス）について協議。
- ・令和2年3月28日（土）、新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、大規模クラスターもしくは複数のクラスターが同時に発生した場合のため、調整会議の設置等について協議。
- ・令和2年3月31日（火）、患者数が大幅に増えた時に備え、患者の受け入れ医療機関の調整を行う、福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部を設置。
- ・令和2年4月4日（土）、新型コロナウイルス感染症に係る緊急ウェブ会議を行い、福岡県知事と北九州市長、福岡市長、久留米市長、福岡県市長会長である春日市長、福岡県町村会長である大任町長が、情報共有と医療提供体制の構築等について意見交換。
- ・令和2年4月6日（月）、感染症の専門家で構成する感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等を踏まえた対応を検討。
- ・令和2年4月11日（土）、新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、宿泊施設等での療養等について協議。
- ・令和2年4月13日（月）、感染症患者が増加しており、重症者等に対し適切な医療を提供できる体制を維持し、医療機関の負担軽減を図るため、軽症者・無症状者については、「東横イン北九州空港」に受け入れを開始。（7月25日まで）
- ・令和2年4月17日（金）、新型コロナウイルスに感染した軽症患者を病院から福岡市内の民間宿泊施設へ搬送するにあたり、陸上自衛隊へ派遣要請を実施。
- ・令和2年4月20日（月）、「博多グリーンホテル2号館」に受け入れを開始。
- ・令和2年4月27日（月）、「東横イン西鉄久留米東口」に受け入れを開始。（7月25日まで）
- ・令和2年5月9日（土）、感染症危機管理対策委員会を開催し、医療提供体制確保のための指標について、感染症の専門家の意見を聴取。
- ・令和2年5月16日（土）、新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、再び感染拡大

の局面を迎えた際の医療提供体制の確保について協議。

- 令和2年6月14日（日）、感染症危機管理委員会を開催し、北九州市の発生状況と今後の取組みについて、感染症の専門家の意見を聴取。
- 令和2年7月27日（月）、感染症危機管理対策委員会を開催し、発生状況等について、感染症の専門家の意見を聴取。
- 令和2年7月31日（金）、新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、今後の新型コロナウイルス感染症対策に向けた検証、重点医療機関等の整備について協議。
- 令和2年8月5日（水）、「リッチモンドホテル福岡天神」に受け入れを開始。
- 令和2年8月11日（火）、「東横イン西鉄久留米東口」の受け入れを再開。
- 令和2年8月19日（水）、感染症危機管理委員会を開催し、医療提供体制等について、感染症の専門家の意見を聴取。
- 令和2年8月20日（木）、「東横イン北九州空港」の受け入れを再開。
- 令和2年10月1日（木）から、高齢者等のインフルエンザによる重症化と、これに伴う医療提供体制の逼迫を防ぐため、インフルエンザワクチンの定期予防接種に係る市町村助成後の自己負担分を県が全額負担。
- 令和2年10月5日（月）、感染症危機管理対策委員会を開催し、「福岡コロナ警報」の解除等について、感染症の専門家の意見を聴取。
- 令和2年10月14日（水）、効率的な病床確保、院内感染対策等の観点から、感染者専用の病棟を設定する医療機関を、重点医療機関として19医療機関306床（うち重症患者対策病床90床）指定。
- 令和2年10月23日（金）、新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、次のインフルエンザ流行に備えた外来検査体制整備、重点医療機関の指定等について協議。
- 令和2年10月27日（火）、救急搬送困難案件の発生防止等のため、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関を45医療機関118床指定。
- 令和2年10月30日（金）、発熱等の症状のある患者が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として1,050機関指定（6月16日現在で1,475機関）。
- 令和2年11月11日（水）、新型コロナウイルス感染症に係る関係病院長会議を開催し、今後の病床確保等について協議。
- 令和2年11月29日（日）「博多グリーンホテル2号館」の受け入れを再開。
- 令和2年11月30日（月）令和2年度第2回「福岡県救急業務メディカルコントロール協議会（事務局：消防防災指導課）」において「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関リスト」等を活用した新型コロナウイルス感染症を疑う傷病者の搬送基準等について協議。
- 令和2年12月1日（火）、九州・山口9県ECMO広域利用等に関する協定締結。
- 令和2年12月10日（木）、感染者が多数発生した高齢者福祉施設等において職員不足などが生じた場合に、他の施設からの職員の派遣など施設間の相互支援が円滑に進むよう、県内の高齢者福祉施設関係3団体とそれぞれ協定を締結。
- 令和2年12月12日（土）、「福岡コロナ警報」の発動に伴い、準備病床を確保している医療機関に対し、即応病床への転換を要請。
- 令和2年11月24日（火）、陽性者が多数発生するなど、県保健所や宿泊療養施設におい

て人員の確保が困難な場合に、市長会、町村会に対して市町村（保健所設置市除く）の職員（保健師）の派遣を要請するための協定を締結。令和3年1月8日（金）から2月28日（日）までの間、県保健所及び県内の宿泊療養施設において職員の受入れを実施（30市町、延べ62名）。

- 令和2年12月25日（金）、「福岡県救急業務メディカルコントロール協議会（事務局：消防防災指導課）」から消防、医療機関、保健所等の関係機関に対し、新型コロナウイルス感染症を疑う傷病者の搬送について、診療する医療機関のリストや搬送基準に関する手順書を活用した運用を令和2年12月28日（月）から開始するよう通知。
- 令和3年1月8日（金）、急速な感染拡大を受け、病床確保計画のフェーズについて、フェーズ2からフェーズ3へ移行することを決定し、準備病床を確保している医療機関に対し、即応病床への転換を要請。
- 令和3年1月23日（土）、「ホテルフォルツァ博多駅筑紫口Ⅱ」に受け入れを開始。
- 令和3年1月27日（水）、「リッチモンドホテル博多駅前」に受け入れを開始。
- 令和3年1月28日（木）、新型コロナウイルス感染症が発生した高齢者施設等に対し、感染拡大防止のため、あらかじめ県に登録した感染症専門医及び感染管理認定看護師を派遣する体制を整備。
- 令和3年2月1日（月）、感染症危機管理対策委員会を開催し、県内の発生状況や医療提供体制等について、感染症の専門家の意見を聴取。
- 令和3年3月29日（月）、感染症危機管理対策委員会を開催し、県内の発生状況や医療提供体制等について、感染症の専門家の意見を聴取。
- 令和3年4月16日（金）、新型コロナウイルス感染症に係る関係病院長会議を開催し、今後の病床確保等について協議。
- 令和3年4月21日（水）、市長会、町村会との協定に基づき、県保健所への市町村職員の派遣を要請し、4月26日（月）から6月15日（火）までの間、職員の受入れを実施（25市町、54名）。
- 令和3年5月7日（金）、「JR九州ホテル小倉」に受け入れを開始。
- 令和3年5月19日（水）、「博多中洲ワシントンホテルプラザ」に受け入れを開始。
- 令和3年5月26日（水）、新型コロナウイルス感染症対策協議会を開催し、県内の発生状況や今後の病床確保等について協議。
- 令和3年5月28日（金）、「グリーンリッチホテル久留米」に受け入れを開始。
- 令和3年6月4日（金）、「アパホテル福岡天神西」に受け入れを開始。

○医療・介護従事者を称える取組み【保健医療介護総務課、がん感染症疾病対策課、医師・看護職員確保対策室、介護保険課】

新型コロナウイルスに立ち向かい、治療・看護に携わっていただいている医療従事者に感謝・応援の気持ちを形にして表すため、以下の取組みを順次実施。

- 受入医療機関や宿泊療養施設で患者の治療・看護に直接携わった医師、看護師等の医療従事者に対し医療機関を通じ1人当たり10万円を支給（1人1回限り）。（令和2年度限り）
- 「新型コロナウイルス医療従事者応援金」の創設。県民全体で医療従事者を応援する取組みとして、県内外に募金を呼びかけ。集まった募金は、患者の治療・看護に携わる医師、

看護師等への応援金として、関係団体と協議の上、医療機関に贈呈予定。あわせて、県外の皆様にふるさと納税による支援を呼びかけ。

- ・治療・看護に直接携わった医療従事者に知事と県議会議長からの感謝状を贈呈予定。
- ・医療機関等に勤務する医療従事者や職員に最大20万円の慰労金を支給。
- ・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に最大20万円の慰労金を支給。

○医療の継続的な提供のための取組み【がん感染症疾病対策課、こころの健康づくり推進室、医療指導課、薬務課、高齢者地域包括ケア推進課、保健医療介護総務課】

緊急に必要となる新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や医療提供体制整備等のため、以下の取組を実施。

- ・医療機関・薬局等に対し、院内等での感染拡大防止を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止対策等のための経費を補助。（令和2年度限り）
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的に院内感染防止支援策等に要する経費を補助。（令和3年度も実施予定）
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等を入院させるための病床の確保、消毒、搬送に要する経費及び感染者を診察した医療機関における消毒等に要する経費を補助。
- ・新型コロナウイルス感染症の患者の入院を受け入れている医療機関に対し、患者1人あたり30万円を支給。
- ・新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療機関及び帰国者・接触者外来等の設備整備事業に要する経費を補助。
- ・新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対し、診療の再開・継続に必要な経費を補助。
- ・新型コロナウイルス感染症の治療に従事する医療従事者の専用電話相談窓口を設置し、必要に応じて精神科医師等を派遣する医療従事者の心の健康支援事業を実施。
- ・宿泊療養施設に定期的に「ふくおかこころのケアチーム」が出向き、ストレスが大きい入所者の相談に対応。
- ・宿泊療養施設への誘導
新型コロナウイルスに感染し自宅待機となっている者のうち、基礎疾患を有するなど医療提供の優先度が高い方を、医師、看護師が常駐する宿泊療養施設に誘導することにより、急変によるリスクを低減し、自宅待機者の命を守る。
看護師又は保健師が、対象者にマニュアルに基づき健康管理面などの宿泊療養の利点を説明（誘導）し、宿泊療養の同意を得る事業について、福岡県医師会と連携し令和3年6月1日に開始。

○介護サービスの継続的な提供のための取組み【介護保険課】

感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するため、以下の取組を実施。

- ・介護サービス事業所・施設等に対し、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかかり増し経費を補助。
- ・在宅サービス事業所に対し、サービス利用休止中の利用者への利用再開のための働きかけ

や感染防止対策のための環境整備に要する経費を補助。

- ・クラスター等が発生した場合に備え、ガウン、マスク、フェイスシールド、手袋及び手指消毒液を14日間分、15施設分を備蓄。
- ・新型コロナウイルス感染症により手袋が不足している事業者に対して、県が国から調達した手袋を配布（2,006事業所に対して手袋1,375,600組を配布済）。

○妊産婦等に対する支援【がん感染症疾病対策課、健康増進課】

- ・令和2年11月17日（火）、不安を抱える妊婦への新型コロナウイルス感染症検査、及び感染した妊産婦への寄り添い型支援を開始。（令和3年度も継続実施）

○抗体保有調査の実施【がん感染症疾病対策課】

令和2年12月16日（水）から24日（木）までの間、厚生労働省と連携し、20歳以上の県民を対象とした抗体保有調査を実施（3,078名が受検。3月30日（火）結果の確定値が判明し、受検者中13名が陽性、抗体保有率0.42%）。

○高齢者施設及び障がい者施設の職員を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査の受付を令和2年12月21日（月）から開始。（令和3年6月末まで継続実施）

○自宅療養者に対するパルスオキシメーターの貸与【がん感染症疾病対策課】

- ・2月1日（月）、新型コロナウイルス感染症陽性者で自宅での療養を行う方に対して、保健福祉（環境）事務所から血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターの貸与を開始。

○モニタリング検査の実施【がん感染症疾病対策課】

- ・令和3年3月6日（土）より、国と連携して、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、繁華街等感染リスクの高い場所を中心にモニタリング検査を開始。

○医療従事者等の優先接種体制の確保【ワクチン接種推進室】

- ・ファイザー社のワクチンの保管に必要なディープフリーザーを県内全域の56の医療機関に各1台ずつ配備し、その医療機関からワクチンの移送を受け接種を行う医療機関を現在618か所確保し、21万人を超える医療従事者等に対する迅速な接種を行う体制を確保。
- ・令和3年2月19日から県内6医療機関において先行接種を開始。
- ・県内の医療従事者等の優先接種希望者数は、212,130人（2月15日集計）
- ・5月中に1回目の接種が概ね完了。2回目の接種率は82.41%（6月16日現在）。

○福岡県新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置【ワクチン接種推進室】

- ・接種を希望する県内在住の高齢者が7月末までに接種できるよう、福岡県立大学（田川市）及び保健医療経営大学（みやま市）の2箇所に広域接種センターを設置。令和3年6月7日（月）から6市町を対象に接種開始。また、6月15日（火）から新たに16市町を対象に追加し、予約受付を開始。

＜高齢者のワクチン接種率の状況＞ 6月15日現在

1回目：39.82% 2回目：6.9%

○福岡県新型コロナウイルスワクチン接種業務従事者研修会【医師・看護職員確保対策室】

- ・潜在看護師がワクチン接種に不安なく従事できるよう、感染管理やワクチン接種の基礎知識に係る講義と実技演習による研修会を7月末までに複数回実施予定。（大学への委託を調整中。）

全庁挙げての取組み

○福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置【がん感染症疾病対策課】

本県における発生の早期探知および感染拡大防止対策の危機管理体制を整備するため、対策本部を設置。

第1回対策本部会議（令和2年1月30日（木））

- ・国内外の発生状況について
- ・相談窓口の設置について 等

第2回対策本部会議（令和2年2月19日（水））

- ・「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安、日常生活で気をつけることについて
- ・国及び県の緊急対応策について 等

第3回対策本部会議（令和2年2月28日（金））

- ・全国及び本県の発生状況について
- ・学校の臨時休業について

第4回対策本部会議（令和2年3月19日（木））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・県主催イベント及び県有施設の3月21日以降の対応について
- ・マスクの確保状況について

第5回対策本部会議（令和2年3月27日（金））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がまとめた、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について
- ・県主催イベント及び県有施設の対応について

第6回対策本部会議（令和2年4月1日（水））

- ・新型コロナウイルス感染症の発生について
- ・外出の自粛要請等について
- ・医療体制の整備について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備について

第7回対策本部会議（令和2年4月7日（火））

- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・福岡県における緊急事態措置の実施について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備について
- ・各部における取組について

第8回対策本部会議（令和2年4月13日（月））

- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・緊急事態宣言に伴う事業者への要請等について

- ・各部における取組について
- 第9回対策本部会議（令和2年5月4日（月））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・緊急事態宣言に伴う事業者への要請等について
 - ・各部における取組について
- 第10回対策本部会議（令和2年5月14日（木））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・緊急事態宣言の解除について
 - ・各部における取組について
- 第11回対策本部会議（令和2年5月29日（金））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第12回対策本部会議（令和2年6月17日（金））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第13回対策本部会議（令和2年7月23日（木））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部「経済回復チーム」の設置について
 - ・各部における取組について
- 第14回対策本部会議（令和2年8月5日（水））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・「福岡コロナ警報」の発動と新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第15回対策本部会議（令和2年8月20日（木））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・「福岡コロナ警報」と今後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第16回対策本部会議（令和2年8月25日（金））※書面開催
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る9月1日以降における催物の開催制限等について
- 第17回対策本部会議（令和2年9月14日（月））※書面開催
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る9月19日以降における催物の開催制限等について
- 第18回対策本部会議（令和2年10月8日（木））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・「福岡コロナ警報」の解除と今後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第19回対策本部会議（令和2年11月16日（月））※書面開催
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る12月1日以降における催物の開催制限等について
- 第20回対策本部会議（令和2年12月12日（土））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について

- ・「福岡コロナ警報」の発動と今後の対応について
- 第21回対策本部会議（令和2年12月24日（木））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・年末年始に向けた新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・各部における取組みについて
- 第22回対策本部会議（令和3年1月8日（金））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・各部における取組について
- 第23回対策本部会議（令和3年1月13日（水））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・福岡県における緊急事態措置の実施について
- 第24回対策本部会議（令和3年2月2日（火））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・福岡県における緊急事態措置の延長について
- 第25回対策本部会議（令和3年2月26日（金））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・緊急事態措置の解除とその後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第26回対策本部会議（令和3年3月4日（木））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・県民及び事業者に対する要請の継続について
- 第27回対策本部会議（令和3年3月19日（金））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
 - ・各部における取組について
- 第28回対策本部会議（令和3年4月7日（水））※書面開催
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る4月12日以降における催物の開催制限等について
- 第29回対策本部会議（令和3年4月15日（木））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・各部における取組みについて
- 第30回対策本部会議（令和3年4月19日（月））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
- 第31回対策本部会議（令和3年4月22日（木））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
 - ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
- 第32回対策本部会議（令和3年4月30日（金））※書面開催
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る5月1日以降における催物の開催制限等について
- 第33回対策本部会議（令和3年5月3日（月））
 - ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について

- ・新型コロナウイルス感染症への今後の対応について
第34回対策本部会議（令和3年5月7日（金））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・緊急事態措置の実施について
第35回対策本部会議（令和3年5月20日（木））※書面開催
- ・緊急事態措置の強化について
第36回対策本部会議（令和3年5月28日（金））
- ・県内の新型コロナウイルス感染症の状況について
- ・緊急事態措置の延長について
- ・各部における取組みについて

○感染防止宣言ステッカー制度【がん感染症疾病対策課】

- ・業種別ガイドラインを遵守している事業者が、県のホームページから、「感染防止宣言ステッカー」の登録を行い、店舗等の目立つところに掲示することで、来店者・来場者が、当該店舗が感染防止対策を取っている旨を確認できる制度。
（6月16日現在「感染防止宣言ステッカー」登録件数 38,250件）

○県主催のイベントの緩和【がん感染症疾病対策課】

- ・令和3年6月1日からの緊急事態措置の延長により、令和3年5月12日から引き続き下記の取り扱いとする。
- ・歓声の有無に問わず、収容人数上限5,000人かつ収容率50%以内。
- ・開催は21時までとする。
- ・屋外にあっては、身体的距離を十分に確保する（できるだけ2m）。
- ・催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断する。
- ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知する。

○県有施設の臨時休館等【保健医療介護総務課】

- ・感染症の専門家の意見も踏まえ、令和2年2月28日（金）から、福岡共同公文書館など県有施設（44施設）を臨時休館。
- ・令和2年5月19日（火）から、臨時休館していた県有施設は、適切な感染症防止対策の準備が整い次第、順次開館。
- ・イベント等を開催する目的で県有施設（開館した施設も含む）を利用する方が、令和3年2月28日までに実施予定であったイベント等について、感染拡大防止を目的として施設利用の中止又は延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は全額還付する）。
- ・令和3年1月14日より、一部県有施設において、開館時間を20時までなどに短縮。
- ・令和3年5月12日より、県有施設は原則閉館、県主催イベントは原則中止若しくは延期とする。

手指消毒薬の確保・配布

○消毒薬等の安定供給に向けた協力依頼【薬務課】

- ・福岡県製薬工業協会、福岡県医薬品卸業協会等の関係団体に対し、消毒薬等の安定供給について協力を依頼。

○手指消毒薬の配布【薬務課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、私学振興課、教育庁義務教育課】（6月14日現在）

- ・医療的ケアを必要とする児童の家庭向けとして、令和2年3月17日（火）から順次、手指消毒用エタノールジェル等を訪問看護ステーション（約40か所）を通じて配布
- ・県で独自に購入した手指消毒薬45,606ℓを、高齢者施設、介護サービス事業所、児童養護施設、障がい福祉サービス事業所、保護施設、保育施設及び幼稚園（17,536施設）に配布。
- ・国から優先供給として配分された3,663ℓを感染症指定医療機関等（34か所）に、県で確保した147,460ℓは、医療機関等（のべ9,977か所）に、令和2年4月6日から順次配布。
- ・国が確保した高濃度エタノール85,896ℓを医療機関及び薬局（1,791か所）に無償で配布。

県民への情報提供

○県民向けの注意喚起【保健医療介護総務課、がん感染症疾病対策課、健康増進課】

- ・県ホームページやSNSを活用し、緊急事態宣言中の外出自粛要請や、日常生活で気を付けることを注意喚起。
- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」を活用し、アプリ登録者に対して、日常生活で気を付けることを注意喚起。
- ・新入生や新社会人に向けた歓迎会自粛や、会食での少人数・2時間以内をよびかけるメッセージ動画を制作、JR博多駅や天神のデジタルサイネージやSNS広告で配信。（令和3年4月8日～4月30日）
- ・緊急事態宣言に伴い、外出自粛や基本的感染防止対策の徹底などを呼びかけるメッセージ動画を作成し、JR博多駅、西鉄天神、福岡市営地下鉄などの主要駅のデジタルサイネージ及びSNS広告で動画配信し、注意喚起を行う。

○緊急事態措置の周知徹底【がん感染症疾病対策課】

令和3年5月12日から緊急事態措置を実施すべき区域となったことを受け、県民に対して不要不急の外出や移動の自粛、飲食店等の事業者に対して営業時間短縮の周知を実施。

- ・ラジオ放送や公共交通機関、情報誌、SNSやデジタルサイネージ等の広告媒体を活用。
- ・県内主要駅での街頭啓発。
（JR博多駅、西鉄福岡駅、JR小倉駅、西鉄久留米駅）
- ・街宣車による放送（昼間は住宅街、夜間は繁華街、飲食街を中心に実施）

○「感染防止宣言ステッカー」の広報【がん感染症疾病対策課】

年末年始に向け、ラジオCM、公共交通機関、情報誌やSNS等を活用し、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を徹底している「感染防止宣言ステッカー」掲示店の利用を呼びかける広報を掲載（12月1日～1月31日）

○「新しい生活様式」の周知【保健医療介護総務課】

県ホームページ等を活用し、感染拡大を予防するために「新しい生活様式」の定着を呼びかけ。

- ・一人ひとりの基本的感染対策
（感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い）
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式
- ・日常生活の各場面別生活様式
- ・働き方の新しいスタイル

○県民向けの運動の呼びかけ【健康増進課】

「ふくおか健康づくり県民運動」情報発信サイトで、自宅や日常生活の中でできる運動や、市町村が作成した関連動画を紹介し、体を動かすことによる健康維持を呼びかけ。

○県民向けの健（検）診受診の呼びかけ【健康増進課】

「ふくおか健康づくり県民運動」情報発信サイトで、厚生労働省の啓発資料を紹介するとともに、コロナ禍であっても定期的に健（検）診を受診するよう呼びかけ。

○高齢者向けの注意喚起【高齢者地域包括ケア推進課】

県ホームページを活用し、高齢者としてフレイルを予防するために気を付けることを注意喚起。

- ・動かない時間を減らすこと
- ・しっかり食べて栄養をつけ、バランスの良い食事をとること
- ・お口を清潔に保つこと

○認知症の方への注意喚起【高齢者地域包括ケア推進課】

県ホームページを活用し、認知症の方とその家族が実践できる感染予防をはじめ、感染症への対応をとりまとめたマニュアルや、認知・身体機能悪化予防の取組み等について紹介

○こころの相談窓口の周知【こころの健康づくり推進室】

- ・県ホームページやSNS等を活用し、新型コロナウイルス感染症に伴うこころの相談窓口（「心の健康相談電話」及び「ふくおか自殺予防ホットライン」）を周知。

○新型コロナワクチンの周知【がん感染症疾病対策課】

県ホームページ等を活用し、県民の不安を解消し、より多くの方に安心して接種していただけるよう、ワクチンの副反応についての正しい情報を周知。

事業者への支援

○感染防止宣言ステッカー制度（再掲）【がん感染症疾病対策課】

- 業種別ガイドラインを遵守している事業者が、県のホームページから、「感染防止宣言ステッカー」の登録を行い、店舗等の目立つところに掲示することで、来店者・来場者が、当該店舗が感染防止対策を取っている旨を確認できる制度。

（6月16日現在「感染防止宣言ステッカー」登録件数 38,250件）

○飲食店向け及び接待を伴う飲食店新型コロナウイルス感染防止対策助成金（R2 終了）

【がん感染症疾病対策課】

- 業種別ガイドラインに従って感染対策を講じ、県の「感染防止宣言ステッカー」の登録を行った飲食店を対象に、マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品や空気清浄機、サーキュレーターなどの機器の購入に係る経費を助成する。（2月28日締め切り）
- 飲食店向け助成額
1 事業者あたり5万円（複数店舗を有する事業者は10万円）まで助成
- 接待を伴う飲食店等向け助成額
1 事業者あたり20万円（複数店舗を有する事業者は40万円）まで助成

○新型コロナウイルス感染防止対策アドバイザー事業【がん感染症疾病対策課】

- 事業者に対する店舗、施設の感染防止対策の相談窓口を設置。
- 電話相談のほか必要に応じて、アドバイザーを現地に派遣する。

新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの確保状況(6月14日時点)

(1)医療機関

確保方法		枚数	備考
サージカルマスク	国からの配布	77,200枚	感染症指定医療機関等42か所に配布済み(令和2年3月17日～)
		513,000枚	感染症指定医療機関等7533か所に配布済み(令和2年3月30日～)
		513,000枚	感染症指定医療機関等5000か所に配布済み(令和2年4月9日～)
		513,000枚	感染症指定医療機関等1304か所に配布済み(令和2年4月15日～)
		1,000,000枚	感染症指定医療機関等10,505か所に配布済み(令和2年4月17日～) ※4月7日の緊急事態宣言の対象となった7都府県に対して国から配布されたもの
		513,000枚	感染症指定医療機関等4076か所に配布済み(令和2年4月21日～)
		304,000枚	感染症指定医療機関等75か所に配布(令和2年5月3日～)
		1,209,000枚	感染症指定医療機関等6509か所に配布(令和2年5月18日～)
		1,612,000枚	感染症指定医療機関等2872か所に配布(令和2年5月26日～)
		1,819,000枚	感染症指定医療機関等72か所、診療所等8,235か所に配布(令和2年6月15日～)
		682,000枚	感染症指定医療機関等112か所に配布(令和2年7月30日～)
		1,819,000枚	感染症指定医療機関等175か所に配布(令和2年8月17日～)
		1,864,000枚	感染症指定医療機関等2953か所に配布(令和2年8月31日～)
		531,750枚	診療・検査医療機関485か所に配布(令和2年11月16日～)
		432,000枚	診療・検査医療機関314か所に配布(令和2年12月7日～)
		243,000枚	診療・検査医療機関186か所に配布(令和2年12月17日～)
	454,600枚	診療・検査医療機関806か所に配付(令和3年1月14日～)	
	554,500枚	診療・検査医療機関771か所に配付(令和3年2月16日～)	
	県で購入	500,000枚	診療所2535か所に配布(令和2年5月18日～)
		500,000枚	診療所7459か所に配布(令和2年5月25日～)
		387,000枚	感染症指定医療機関等130か所に配布(令和2年6月2日～)
		613,000枚	診療所等10,208か所に配布(令和2年6月8日～)
		500,000枚	感染症指定医療機関等169か所に配布(令和2年6月15日～)
		500,000枚	感染症指定医療機関等170か所に配布(令和2年6月22日～)
		500,000枚	感染症指定医療機関等1,301か所に配布(令和2年8月18日～)

		500,000枚	感染症指定医療機関等126か所に配布(令和2年8月25日～)
		3,315,000枚	県備蓄用として購入(令和3年3月10日納品)
		3,315,000枚	県備蓄用として購入(令和3年3月24日納品)
	台湾等からの寄贈	10,800枚	感染症指定医療機関12か所に配布(令和2年5月12日～)
	国内企業からの寄贈	125,100枚	診療所等10,208か所に配布(令和2年6月8日～) (上記県購入分613,000枚と合わせて配布)
		119,000枚	感染症指定医療機関等31か所に配布(令和2年6月24日～)
サージカルマスク 小計		25,538,950枚	
N95マスク	国からの配布	10,000枚	感染症指定医療機関等54か所に配布(令和2年4月24日～)
		80,000枚	感染症指定医療機関等71か所に配布(令和2年4月27日～)
		59,000枚	感染症指定医療機関等98か所に配布(令和2年5月18日～)
		59,000枚	感染症指定医療機関等116か所に配布(令和2年5月26日～)
		46,000枚	感染症指定医療機関等154か所に配布(令和2年6月8日～)
		46,000枚	感染症指定医療機関等123か所に配布(令和2年6月26日～)
		92,000枚	感染症指定医療機関等124か所に配布(令和2年7月30日～)
		138,000枚	感染症指定医療機関等195か所に配布(令和2年8月17日～)
		92,000枚	感染症指定医療機関等1,401か所に配布(令和2年9月7日～)
		92,000枚	感染症指定医療機関等292か所に配布(令和2年9月21日～)
		93,000枚	感染症指定医療機関等291か所に配布(令和2年10月12日～)
		93,000枚	感染症指定医療機関等1,496か所に配布(令和2年10月26日～)
		88,000枚	感染症指定医療機関等418か所に配布(令和2年11月9日～)
		88,000枚	感染症指定医療機関等781か所に配布(令和2年11月23日～)
		88,000枚	感染症指定医療機関等716か所に配布(令和2年12月7日～)
		88,000枚	感染症指定医療機関等696か所に配布(令和2年12月21日～)
		88,500枚	感染症指定医療機関等718か所に配布(令和3年1月11日～)
		88,980枚	感染症指定医療機関等628か所に配布(令和3年1月25日～)
		177,000枚	感染症指定医療機関等124か所に配布(令和3年2月8日～)
		169,500枚	感染症指定医療機関等442か所に配布(令和3年3月8日～)
139,000枚	感染症指定医療機関等99か所に配布(令和3年4月12日～)		
116,000枚	感染症指定医療機関等86か所に配布(令和3年5月17日～)		

	93,000枚	感染症指定医療機関等415か所に配布(令和3年6月7日～)
県で購入	2,200枚	感染症指定医療機関等44か所に配布(令和2年3月26日～)
公益団体から寄贈	10,000枚	
県で購入	40,000枚	診療所1,583か所に配布(令和2年7月28日～)
中国企業からの寄贈	50,000枚	感染症指定医療機関等60か所に配布(令和2年4月17日～)
国内企業からの寄贈	50,160枚	感染症指定医療機関等47か所に配布(令和2年4月24日～)
国内企業からの寄贈	80,000枚	感染症指定医療機関等274か所に配布(令和2年5月12日～)
国内企業からの寄贈	71,810枚	感染症指定医療機関等154か所に配布(令和2年6月8日～) (上記国配布分46,000枚と合わせて配布)
県で購入	128,000枚	県備蓄用として購入(令和3年3月3日納品)
	128,000枚	感染症指定医療機関等943か所に配布(令和3年6月7日～) (上記国配布分93,000枚と合わせて配布)
N95マスク 小計	2,684,150枚	
合計	28,223,100枚	

(2) 社会福祉施設等

確保方法	枚数	備考
国からの配布	4,000枚	介護事業所5か所に配布
県で購入	6,527,605枚	政令市、中核市を除く社会福祉施設等(届出保育施設、児童養護施設等、障害福祉サービス事業者等、保護施設等)及び幼稚園に、3月23日から順次配布
民間会社からの寄贈	7,950枚	
江蘇省からの寄贈	70,000枚	介護保険施設・居宅サービス事業所・人工呼吸器使用者のご家庭に順次配布
民間会社等からの寄贈	718,075枚	社会福祉施設等に順次配布
合計	7,327,630枚	

(3) 上記のほか、国から介護施設等へ布マスクを一人一枚直接配布済み。

新型コロナウイルス感染症対策としての医療用ガウン等の確保・配布状況(6月14日時点)

国の一括購入分

確保方法	数量	備 考	
ガウン	国からの配布	13,050 着	・感染症指定医療機関等56か所に配布（令和2年4月20、21日）
		30,000 着	・感染症指定医療機関等103か所に配布（令和2年4月23日～）
		60,000 着	・感染症指定医療機関等461か所に配布（令和2年5月1日～）
		96,000 着	・感染症指定医療機関等370か所に配布（令和2年5月18日～）
		163,000 着	・感染症指定医療機関等460か所に配布（令和2年5月26日～）
		163,000 着	・感染症指定医療機関等458か所に配布（令和2年6月3日～）
		163,000 着	・感染症指定医療機関等455か所及び診療所1,481か所に配布（令和2年6月9日～）
		191,000 着	・感染症指定医療機関等460か所に配布（令和2年6月15日～）
		249,000 着	・感染症指定医療機関等161か所及び診療所3,780か所に配布（令和2年6月22日～）
		249,000 着	・感染症指定医療機関等131か所及び診療所3,455か所に配布（令和2年6月29日～）
		332,500 着	・感染症指定医療機関等111か所、診療所3,455か所及び歯科診療所3,060か所に配布（令和2年7月6日～）
		291,000 着	・感染症指定医療機関等107か所及び歯科診療所3,116か所に配布（令和2年7月13日～）
		291,000 着	・感染症指定医療機関等94か所、歯科診療所3,115か所及び助産院101か所に配布（令和2年7月20日～）
		291,000 着	・感染症指定医療機関等75か所、歯科診療所3,081か所及び助産院101か所に配布（令和2年8月3日～）
		166,000 着	・感染症指定医療機関等83か所及び診療所678か所に配布（令和2年8月11日～）
		166,000 着	・感染症指定医療機関等95か所に配布（令和2年8月24日～）
		238,800 着	・感染指定医療機関等1,205か所、歯科診療所3,092か所、助産院101か所、薬局2,431か所に配布（令和2年9月21日～）
		5,300 着	・感染症指定医療機関等10か所に配付（令和2年9月28日～）
		923,900 着	・感染症指定医療機関等281か所、診療所1,190か所、歯科診療所3,112か所、助産院101か所に配布（令和2年10月12日～）
		163,100 着	・診療検査医療機関398か所に配布（令和2年11月16日～）
117,500 着	・診療検査医療機関360か所に配布（令和2年12月7日～）		
100,000 着	・診療検査医療機関333か所に配布（令和2年12月17日～）		
141,600 着	・診療検査医療機関546か所に配布（令和3年1月14日～）		
173,900 着	・診療検査医療機関553か所に配付（令和3年2月16日～）		
小計	4,778,650 着		

確保方法		数量	備 考
フェイス シールド	国からの配布	13,200 個	・感染症指定医療機関等56か所に配布（令和2年4月20、21日）
		30,000 個	・感染症指定医療機関等103か所に配布（令和2年4月23日～）
		50,100 個	・感染症指定医療機関等461か所に配布（令和2年5月1日～）
		84,000 個	・感染症指定医療機関等347か所に配布（令和2年5月18日～）
		61,000 個	・感染症指定医療機関等458か所に配布（令和2年6月3日～）
		105,000 個	・感染症指定医療機関等125か所に配布（令和2年6月15日～）
		181,500 個	・感染症指定医療機関等121か所及び診療所3,560か所に配布（令和2年6月29日～）
		181,500 個	・感染症指定医療機関等84か所及び歯科診療所3,116か所に配布（令和2年7月13日～）
		181,500 個	・感染症指定医療機関等58か所及び歯科診療所3,081か所に配布（令和2年8月3日～）
		90,900 個	・感染症指定医療機関等72か所に配布（令和2年8月11日～）
		91,200 個	・感染症指定医療機関等81か所に配布（令和2年8月24日～）
		159,000 個	・感染症指定医療機関等1,274か所、助産院101か所、薬局2,431か所に配布（令和2年9月21日～）
		163,500 個	・感染症指定医療機関等403か所、歯科診療所3,092か所に配布（令和2年10月5日～）
		103,100 個	・診療検査医療機関356か所に配布（令和2年11月16日～）
		100,600 個	・診療検査医療機関312か所に配布（令和2年12月7日～）
		60,100 個	・診療検査医療機関257か所に配布（令和2年12月17日～）
100,300 個	・診療検査医療機関465か所に配布（令和3年1月14日～）		
114,200 個	・診療検査医療機関460か所に配付（令和3年2月16日～）		
小計		1,870,700 個	

確保方法		数量	備 考
医療用手袋	国からの配布	94,000 双	・感染症指定医療機関等460か所に配布（令和2年6月15日～）
		84,000 双	・感染症指定医療機関等160か所に配布（令和2年6月29日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等134か所に配布（令和2年7月6日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等145か所に配布（令和2年7月13日～）
		422,000 双	・感染症指定医療機関等140か所に配布（令和2年7月20日～）
		422,000 双	・感染症指定医療機関等128か所に配布（令和2年7月27日～）
		422,000 双	・感染症指定医療機関等130か所に配布（令和2年8月3日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等20か所に配布（令和2年8月11日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等26か所に配布（令和2年8月17日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等27か所に配布（令和2年8月24日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等7か所に配布（令和2年8月31日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等10か所に配布（令和2年9月7日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等5か所に配布（令和2年9月14日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等12か所に配布（令和2年9月21日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等7か所に配布（令和2年10月5日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等35か所に配布（令和2年10月12日～）
		211,000 双	・感染所指定医療機関等26か所に配付（令和2年10月19日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等26か所に配布（令和2年10月26日～）
		211,000 双	・感染症指定医療機関等37か所に配布（令和2年11月2日～）
		380,000 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1843か所に配布（令和2年11月9日～）
		1,143,100 双	・診療検査医療機関508か所に配布（令和2年11月16日～）
		380,000 双	・医科診療等1686か所に配布（令和2年11月23日～）
		811,000 双	・診療検査医療機関293か所に配布（令和2年12月7日～）
		338,000 双	・医科診療所1686か所に配布（令和2年12月7日～）
		799,000 双	・診療検査医療機関614か所に配布（令和2年12月17日～）
		338,000 双	・病院200か所に配布（令和2年12月21日～）
295,500 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1698か所に配布（令和3年1月11日～）		
440,100 双	・診療検査医療機関812か所に配布（令和3年1月14日～）		
295,500 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1699か所に配布（令和3年1月25日～）		

	591,000 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1,770か所に配付（令和3年2月8日～）
	404,350 双	・診療検査医療機関764か所に配付（令和3年2月16日～）
	591,000 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1,755か所に配布（令和3年3月8日～）
	591,000 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等2,408か所に配布（令和3年4月12日～）
	591,000 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1,799か所に配布（令和3年5月17日～）
	591,000 双	・感染症指定医療機関、医科診療所等1,810か所に配布（令和3年6月7日～）
小計	12,977,550 双	
合計	19,626,900 点	

県確保分

確保方法		数量	備 考
ガウン	県購入分	40,000 着	・感染症指定医療機関等に配布（令和2年5月18日～）
		250,005 着	・県備蓄用として購入（令和3年2月3日）
	民間企業から寄贈	4,200 着	・感染症指定医療機関等に配布（令和2年7月2日～）
フェイスシールド	民間企業から寄贈	23,385 個	・感染症指定医療機関等に配布（令和2年7月6日～）
	県購入分	100,000 個	・感染症指定医療機関等に配布（令和2年8月17日～）
		229,000 個	・県備蓄用として納品（令和3年3月31日）
医療用手袋	県購入分	1,000,000 双	・感染症指定医療機関等195か所、医科診療所1,810か所に配布（令和2年9月23日～）
		235,000 双	・感染症指定医療機関等196か所に配布（令和2年11月24日～）
		165,000 双	・感染症指定医療機関等49か所に配布（令和2年12月4日～）
		700,000 双	・感染症指定医療機関等207か所に配布（令和2年12月21日～）
		700,000 双	・感染症指定医療機関等218か所に配布（令和2年12月21日～）
		600,000 双	・感染症指定医療機関等218か所に配布（令和3年1月25日～）
		300,000 双	・感染症指定医療機関等46か所に配布（令和3年1月8日～）
		233,000 双	・感染症指定医療機関等51か所に配布（令和3年1月19日～）
		1,067,000 双	・感染症指定医療機関等183か所に配布（令和3年2月1日～）
		125,000 双	・県備蓄用として納品（令和3年2月5日）
		1,437,500 双	・県備蓄用として納品（令和3年3月24日）
		2,875,000 双	・県備蓄用として納品（令和3年3月26日）
		1,437,500 双	・県備蓄用として納品（令和3年3月31日）
1,437,500 双	・県備蓄用として納品（令和3年6月3日）		
合計	12,959,090 点		

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

- 庁舎入口への消毒液設置（令和2年1月30日）【財産活用課】
 - ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置

- エレベーターボタン等の消毒【財産活用課】
 - ・エレベーターボタン・手摺、階段手摺、トイレ便座・手摺等について、毎日1回アルコール等による清拭消毒を行う。（令和2年4月2日）
 - ・エレベーターボタン等の清拭消毒回数を毎日1回から毎日2回に変更（令和3年1月15日）

- 県ホームページ上に専用ポータルページを開設（令和2年1月31日）【県民情報広報課】

- 庁内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（令和2年2月21日）【財産活用課】
 - ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示

- 県税の申告期限の延長【税務課】
 - ・宿泊税について、令和2年4月宿泊分の申告・納入期限を1か月延長（令和2年3月6日宿泊事業者へ通知、3月31日規則公布）
 - ・個人事業税について、国税と併せ、令和2年分の令和3年3月15日の申告期限を4月15日まで延長し、さらに所得税に準じ個別に申告期限を延長。また、通常8月に送付している納税通知書を9月に送付し、納期限を9月30日に変更。
 - ・法人事業税について、法人税に準じ申告期限を延長。（令和2年4月23日）
 - ・一部の県税について、申告・納付等の期限を令和2年6月1日又は令和2年6月30日まで延長（令和2年4月10日、5月8日）

- 納税困難者に対する県税の徴収猶予等（全税目）【税務課】
 - ・令和2年3月18日総務省通知により猶予制度の周知及び制度の迅速かつ柔軟な対応
 - ・徴収猶予の特例制度（収入が前年同期比20%以上減少した場合に、無担保、延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例）を実施（令和2年4月30日～令和3年2月1日）
 - ・徴収猶予の特例制度終了後も、感染症の影響により納税が困難な納税者に対し、従来の猶予制度により、柔軟に対応。

- 自動車の廃車等の手続き期限の延長（令和3年3月25日）【税務課】
 - ・令和3年3月末の運輸支局の窓口の混雑緩和対策として、自動車の抹消登録等の期限を延長（最長令和3年4月15日まで）

- 県ホームページ上に県内の感染動向等を掲載したページを開設（令和2年3月19日）【県民情報広報課】
 - ・陽性患者数、検査実施数、相談件数など

- 支払困難者に対する県貸付金償還金などの支払い猶予等（令和2年3月26日）【財政課】
 - ・収入の減少により県への支払いが困難となった方からの申請に基づき、担当部署において収入状況等の確認を行い、個々の状況に応じた支払猶予等を実施（支払猶予等を行う期間、相談窓口など、詳細は県ホームページに掲載）

- デジタルサイネージを活用した広告の掲載（令和2年4月4日～令和3年3月31日）【県民情報広報課】
 - ・JR博多駅、小倉駅、久留米駅及び西鉄福岡駅の各駅及び周辺施設に設置されているデジタルサイネージを活用し、外出自粛等の感染拡大防止に係る広告を掲載（4月4日から順次）。
 - ・JR博多駅、天神の若年者が多く通行するエリアに設置されているデジタルサイネージを活用し、「新しい生活様式」の実践を呼びかける広告を掲載（令和2年8月6日～19日、9月17日～30日、令和2年12月14日～令和3年3月31日）
 - ・JR博多駅、小倉駅、久留米駅及び西鉄福岡駅の各駅及び周辺施設に設置されているデジタルサイネージを活用し、感染防止宣言ステッカーに係る広告を掲載（令和2年10月14日から）。
 - ・JR博多駅、小倉駅、久留米駅及び西鉄福岡駅の各駅及び周辺施設に設置されているデジタルサイネージを活用し、福岡コロナ警報に係る広告を掲載（令和2年12月16日から）。
 - ・西鉄太宰府駅でのデジタルサイネージへの広告掲載（令和3年1月1日～3月31日）

- 各種電車内への広告掲載（令和3年1月1日～3月31日）【県民情報広報課】
 - ・西鉄電車9000系車内サイネージでの広告を掲載（令和3年1月1日～3月31日）
 - ・福岡市営地下鉄・JR筑肥線間を運行する直通列車内サイネージへの広告を掲載（令和3年1月1日～3月31日）

- 県公式LINE、ツイッターに加え、各部が保有するSNS、アプリ、メールマガジン等により、登録者及び関係団体に対して、週末の外出自粛などについて周知（令和2年4月1日、8日に各部へ依頼）。【県民情報広報課】

- 県公式LINEにセグメント配信機能（登録者が希望する配信情報を予め選択して受信する機能）を追加。また、診療検査医療機関などの新型コロナウイルス感染症に関する情報にスムーズにアクセスできるようチャットボット機能を追加（令和2年12月15日）【県民情報広報課】

- ・チャットボット機能にワクチン基本情報、広域接種センター情報等を追加（令和3年4月14日から）

○感染拡大防止のための啓発 TVCM の放送（令和2年4月17日～令和3年3月31日）【県民情報広報課】

- ・在福民間放送局5局のアナウンサーを起用した CM を製作し、県民に新型コロナウイルス感染防止に向けた呼びかけを行うもの。（令和2年4月17日～5月6日）
- ・アナウンサーCM とタイアップしたポスターをJR主要駅、西鉄及び福岡市営地下鉄各駅に掲出（令和2年4月27日から）
- ・アナウンサーCMを西日本シティ銀行ロビーモニターで放映（令和2年5月7日～6月12日）
- ・医療従事者等に対する偏見や差別の防止を呼びかける啓発 TVCM を放送。（令和2年5月18日～5月31日）
- ・差別防止CMを西日本シティ銀行ロビーモニターで放映（令和2年6月15日から）
- ・「新しい生活様式」の実践を呼びかける啓発TVCM（「医療従事者応援」、「マスク」、「感染者の差別防止」、「人との距離（日常生活、オフィス）」の5種類）を放映（令和2年8月6日～19日、9月17日～30日）
- ・「新しい生活様式」の実践を呼びかける啓発 TVCM（「医療従事者応援」、「感染者の差別防止」、「人との距離（オフィス）」3種類と「ふかぼりっ！福岡県」の新しい生活様式特集 CM を放映（令和2年12月24日～令和3年1月13日）
- ・「新しい生活様式」の実践を呼びかける啓発 TVCM（「医療従事者応援」、「人との距離（オフィス）」などを放映（令和3年3月18日～31日）

○外出自粛・感染拡大予防等に係る新聞広告の実施（令和2年4月16日～令和3年3月31日）【県民情報広報課】

- ・地元新聞他3紙に緊急事態措置に伴う外出自粛要請、施設の休止についての広告を掲載（令和2年4月16日、17日）
- ・地元新聞他4紙に、大型連休直前における外出自粛要請等についての広告を掲載（令和2年4月24日、25日、27日）
- ・地元新聞他3紙に、医療従事者に向けた感謝と応援メッセージ、および大型連休中における外出自粛等についての広告を掲載（令和2年5月1日、2日）
- ・日本経済新聞に、「福岡県持続化緊急支援金」をはじめとする中小企業向け支援措置についての広告を掲載（令和2年5月8日）
- ・新聞2紙に「新しい生活様式」による感染拡大予防についての広告を掲載（令和2年6月24日、7月30日）
- ・地元新聞他3紙に、福岡コロナ警報の発動に伴い、日常生活での注意事項（新しい生活様式の実践）を呼びかける広告を掲載（令和2年8月7～8日、11～12日）
- ・地元新聞他3紙に、4連休初日に合わせ、業種別ガイドラインを遵守している店（感染防止宣言ステッカー掲示店舗等）の利用を呼びかける広告を掲載（令和2年9月19日）
- ・毎日新聞に、世界手洗いの日に合わせ、感染拡大予防についての広告を掲載（令和2年10月15日）

- ・地元新聞他3紙に、年末年始の過ごし方、及び「受診・相談センター」の連絡先などについての広告を掲載（令和2年12月25日、26日）
- ・地元新聞他3紙に、緊急事態措置に伴う外出自粛要請、飲食店の時短営業についての広告を掲載（令和3年1月16日、17日）
- ・地元新聞他3紙に、緊急事態措置延長に伴う外出自粛要請、飲食店の時短営業についての広告を掲載（令和3年2月6日、7日）
- ・地元新聞他3紙に、緊急事態宣言解除に伴う外出自粛要請、飲食店の時短営業についての広告を掲載（令和3年2月27、28日）
- ・地元新聞他3紙に、継続が決定した外出自粛要請、飲食店の時短営業についての広告を掲載（令和3年3月6、7日）
- ・地元新聞他3紙に、「福岡県中小企業者等一時支援金」をはじめとする事業者向け支援措置についての広告を掲載（令和3年3月16、17日）
- ・地元新聞他3紙に、年度末の感染防止対策の徹底などを呼びかける広告を掲載（令和3年3月19日、20日）
- ・地元新聞他3紙に、感染のリバウンド防止などを呼びかける広告を掲載（令和3年3月24日）

○外出自粛・感染拡大防止等に係る西鉄福岡駅へのイメージ広告の実施（令和3年2月3～16日、3月17～30日）【県民情報広報課】

○FM ラジオ（エフエム福岡）での知事メッセージの放送（令和2年4月22日から）【県民情報広報課】

- ・県民に外出自粛等をよびかける知事のメッセージ（40秒）を放送。（令和2年4月22日～5月6日）
- ・医療従事者等に対する偏見や差別の防止を呼びかける知事のメッセージ（40秒）を放送（令和2年5月8日～5月末）

○FM ラジオ（エフエム福岡）での県民向け注意喚起の放送（令和3年1月22日から）【県民情報広報課】

- ・緊急事態宣言期間中の「福岡県からのお願い」を放送（令和3年1月22日～2月28日）
- ・不要不急の外出自粛、飲食店の営業時間短縮等のお願いを放送（令和3年3月1日～3月7日）
- ・「会食は少人数、2時間以内で」、「外出時は目的地の感染状況を確認」等の呼びかけを放送（令和3年3月17日～3月31日）
- ・不要不急の外出自粛、県をまたぐ移動の判断を慎重にすること等のお願いを放送（令和3年4月22日～5月11日）
- ・緊急事態宣言期間中の「福岡県からのお願い」を放送（令和3年5月12日～6月20日）

○緊急雇用対策としての会計年度任用職員の任用【人事課】

- ・感染症流行の影響により就職内定を取り消された者又は職を失った者を対象とした会計年度任用職員（任用予定数50人）の募集開始（令和2年4月20日）

- ・合格者50人を順次任用（一次募集分：令和2年5月14日から、二次募集分：令和2年5月29日から）

○県庁行政棟各課室に消毒液設置（令和2年4月24日）【財産活用課】

○6首長等によるリレーメッセージ動画の制作・配信【県民情報広報課】

- ・大型連休中の外出自粛を強かに呼びかけるため、知事を含む6首長によるリレーメッセージ動画を制作、ふくおかインターネットテレビ、JR博多駅のデジタルサイネージで配信（令和2年4月24日～5月6日）
- ・緊急事態宣言発令に伴い、外出自粛、飲食店の時短営業を協力を呼びかけるため、知事を含む6首長に加え、福岡県医師会長によるリレーメッセージ動画を制作、ふくおかインターネットテレビ、JR博多駅のデジタルサイネージで配信（令和3年1月22日～2月28日）

○「ふるさと納税」の呼びかけ（令和2年5月11日）【税務課】

- ・患者の治療・看護に携わる医療従事者（令和2年度）、患者を受け入れた医療機関（令和3年度）への支援のため、県ホームページで「ふるさと納税」の呼びかけを実施。

○著名人による医療従事者等への感謝・応援メッセージ動画の配信【県民情報広報課】

- ・福岡県新型コロナウイルス医療従事者応援金の募金を呼びかけるため、ふくおかインターネットテレビ及び県ホームページ等で配信（令和2年5月11日から）

○各戸配布広報紙「福岡県だより」での広報【県民情報広報課】

- ・臨時号の発行（令和2年5月22日）
各種支援情報と問い合わせ先を「個人向け」「事業者向け」に分けて一覧表に整理し、新聞6紙朝刊折込で配布。県HPへの掲載のほか、県公式LINE、ツイッターでも発信。6月1日以降、県内ローソンでも配布
- ・令和2年7月号での広報（令和2年6月15日から配布開始）
医療従事者の応援や個人・事業者向けの支援情報等を掲載
- ・令和2年9月号での広報（令和2年8月17日から配布開始）
事業者向けの支援情報、経営革新に挑戦する事業者の事例、福岡県ウェブ物産展のおすすめ商品等を掲載
- ・令和2年11月号での広報（令和2年10月15日から配布開始）
福岡県ウェブ物産展のおすすめ商品、9月補正予算における新型コロナウイルス関連事業、感染防止宣言ステッカー等を掲載
- ・臨時号の発行（令和2年11月18日）
発熱などの症状がある場合の相談・受診方法、感染防止宣言ステッカー、Go To Eat キャンペーン福岡等の情報を掲載し、新聞6紙朝刊折込で配布
- ・令和3年1月号での広報（令和2年12月15日から配布開始）
発熱などの症状がある場合の相談・受診方法、「ふくおか避密の旅」・「新しい旅エチケット」、福岡の地酒・焼酎応援の店、福岡県ウェブ物産展のおすすめ商品等を掲載

- ・令和3年3月号での広報（令和3年2月15日から配布開始）
発熱などの症状がある場合の相談・受診方法、感染防止宣言ステッカー等を掲載
- ・令和3年5月号での広報（令和3年4月15日から配布開始）
新型コロナウイルスワクチンの接種に関する情報、ワクチンに便乗した詐欺への注意喚起を掲載
- ・令和3年7月号での広報（令和3年6月15日から配布開始）
ワクチン接種に関するQ&A、看護師・准看護師の募集に関する情報を掲載

○アスリートによる感染拡大防止メッセージ動画の配信【県民情報広報課】

- ・特に若年者層に対して発信力のある在福岡スポーツチーム所属のアスリート・監督による感染拡大防止メッセージ動画をふくおかインターネットテレビ及び県ホームページで配信。併せてJR博多駅、小倉駅、西鉄福岡駅の各駅及び周辺施設に設置されているデジタルサイネージで放映（令和3年1月25日から）

○外出自粛に伴う運動不足解消等のため、自宅や日常生活の中でできる運動動画を3本制作し、ふくおかインターネットテレビで配信(令和2年5月12日)【県民情報広報課(スポーツ局、健康増進課と共同)】

○宿泊療養施設入所者オリエンテーション動画を制作し、ふくおかインターネットテレビで配信（令和3年4月21日）【県民情報広報課】

○避難所等における感染症防止に係るマスク等の備蓄【防災企画課】

- ・災害発生時に市町村が運営する避難所等における、感染症防止に係る市町村備蓄物資の補完を円滑に行うため、県においてマスク約14万枚、消毒液約1900リットル及び非接触体温計約900本、使い捨て手袋約4万枚、布巾約2万枚、感染防護衣約5千枚を備蓄（令和3年6月14日現在）

○「新しい生活様式」に係るポスターを制作【県民情報広報課】

- ・JR・市営地下鉄・西鉄・北九州モノレールの駅のホーム等に掲出（令和2年6月15日～令和3年3月31日）
- ・県庁・県出先機関・市町村に掲出依頼（令和2年6月中旬から）
- ・ポスターを基に音声付き動画を制作し、JR博多駅、小倉駅、久留米駅のデジタルサイネージで配信（令和2年6月中旬～令和3年3月31日）

○グラフふくおか夏号での広報（令和2年6月19日）【県民情報広報課】

- ・医療従事者インタビューやテイクアウト提供で奮闘する地域の飲食店等の記事を掲載

○知事メッセージ動画の配信（令和2年7月23日、30日、8月5日）【県民情報広報課】

- ・知事自らが県民に対し、感染拡大予防を呼びかけるメッセージ動画をふくおかインターネットテレビ、県公式LINE、ツイッターで配信

○感染拡大予防に係るSNS広告の実施【県民情報広報課】

- ・若年者層に対し、感染拡大予防を呼びかける啓発動画をFacebook、Instagram、YouTubeで広告配信（令和2年7月29日～8月31日）
- ・福岡コロナ警報の発動に伴い、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用の自粛を呼びかける啓発動画をFacebook、Instagram、YouTubeで広告配信（令和2年8月12日～21日）
- ・業種別ガイドラインを遵守している店（感染防止宣言ステッカー掲示店舗等）の利用を呼びかける啓発動画をFacebook、Instagramで広告配信（令和2年9月18日～10月31日）
- ・緊急事態宣言発令に伴う外出自粛、飲食店の時短営業、テレワークの推進といった感染防止対策を呼びかける啓発動画をFacebook、Instagramで広告配信（令和3年1月15日～2月7日）
- ・人との距離の確保を呼びかける啓発動画をFacebookで広告配信（令和3年3月19日～31日）

○県庁舎行政棟で検温体制を強化（令和2年8月26日）【財産活用課】

- ・県庁舎の総合案内に非接触検温計を設置

○県のインターネット番組「ふかぼりっ！福岡県」の動画配信【県民情報広報課】

感染拡大防止に向けた取り組み等を紹介する動画を制作し、ふくおかインターネットテレビ・YouTube等で公開。

- ・新しい生活様式 [リモートワークを紹介]（令和2年6月29日～）
- ・お家で楽しむ福岡の食 [テイクアウト・デリバリーを紹介]（令和2年7月22日～）
- ・キャッシュレス決済（令和2年7月31日～）
- ・新しい生活様式「お出掛け編」「お食事編」[日常生活上の注意点をシーン別に紹介]（令和2年11月9日～）
※併せて番組ポスターを制作し、JR九州・西鉄・福岡市営地下鉄・北九州モノレールの主要駅、包括連携先のコンビニエンスストア・スーパー、各市町村、学校等に掲出（令和2年11月9日～）
- ・コロナに感染された方のための宿泊療養施設 [施設での生活等を紹介]（令和2年11月27日～）
- ワクチン接種体験談 [医師の説明や接種した医療従事者の体験談を紹介]（令和3年4月26日～）

○福岡県広報テレビ番組（FBS「優&舞の知っつく！ふくおか」）での広報【県民情報広報課】

- ・5月1日（土）の番組内で「不要不急の外出・往来自粛」をお知らせ
- ・5月22日（土）に「新型コロナウイルス感染症を封じ込む～緊急事態措置の実施～」を放送

○福岡県広報ラジオ番組（FM福岡「福岡県だより」）での広報【県民情報広報課】

- ・4月29日（木）、5月3日（月）に「不要不急の外出・往来自粛」をお知らせ

- 本庁舎の県民レストラン「けんちょう Food Marche」内に、食事中以外のマスク着用の徹底を呼びかけるポスターを掲出（令和3年4月5日から）【総務事務厚生課】

庁内向けの対策

- 【再掲】庁舎入口への消毒液設置（令和2年1月30日）【財産活用課】
 - ・県庁舎（行政棟、吉塚合同庁舎、総合庁舎等）の入口に消毒液を設置
- 【再掲】エレベーターボタン等の消毒【財産活用課】
 - ・エレベーターボタン・手摺、階段手摺、トイレ便座・手摺等について、毎日1回アルコール等による清拭消毒を行う。（令和2年4月2日）
 - ・エレベーターボタン等の清拭消毒回数を毎日1回から毎日2回に変更（令和3年1月15日）
- 【再掲】庁内に「感染症対策」や「正しい手の洗い方」を表示（令和2年2月21日）【財産活用課】
 - ・感染症予防対策として、入口のほか執務室、エレベーターに「感染症対策」を、トイレや湯沸室に「正しい手の洗い方」を表示
- 時差通勤の拡大（令和2年2月28日）【人事課】
 - ・令和2年2月28日から当面の間、本庁及び福岡市、北九州市、福岡県外に所在する出先機関に勤務する職員について、時差通勤の運用を拡大
 - ・令和2年4月13日からは、時差通勤の運用の拡大を全所属に適用
- 感染拡大防止に向けた対応について通知（令和2年3月24日）【人事課】
 - ・北九州市職員が感染したことを受け、感染予防、職員・同居親族等に症状が疑われる際の対応、執務室の定期的な換気等を改めて周知徹底。
- 庁内放送による職員への注意喚起（令和2年3月24日）【財産活用課・総務事務厚生課】
 - ・手洗等の予防対策や室内の換気を促す庁内放送を実施
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の出張等について通知（令和2年3月30日）【人事課】
 - ・東京都、大阪府など感染が拡大している地域への出張や、県内出張（緊急やむを得ないものを除く）の取りやめ
 - ・勤務時間外における不要不急の外出や会合の自粛
- 新規採用職員の健康管理について【人事課】
 - ・入庁前の新規採用職員に対し、感染拡大防止の取組みを要請する通知を发出（令和2年3月24日）
 - ・電話連絡により海外渡航歴等を確認（令和2年3月30日）

○退職者辞令交付式及び新規採用職員辞令交付式の中止【人事課】

- ・令和元年度退職及び令和2年度新規採用（令和2年3月31日・4月1日）
- ・令和2年度退職及び令和3年度新規採用（令和3年3月31日・4月1日）

○新型コロナウイルス感染症対策に係る体制整備【人事課】

- ・大曲副知事をトップとした各部の次長等を構成メンバーとする「福岡県新型コロナウイルス感染症対策チーム」の設置（令和2年4月2日）
- ・令和2年4月6日、保健医療介護部内の3つの班の専任職員を12人増員（25人体制）
- ・緊急事態宣言を受け、更に増員（50人体制）し、また、緊密な連携を行うため1か所に集約して配置（令和2年4月10日）
- ・宿泊療養やまん延防止に係る調整など増加する業務に対応するため更に増員（87人体制）（令和2年5月14日）
- ・令和2年6月1日以降、新規陽性者数の増減や新たな業務に柔軟に対応するため、適宜、対策本部事務局の組織や人員配置を見直し
- ・令和3年度の対策本部事務局について、専任職員27人及び各部からの兼務職員44人の計71人の体制を確保
- ・令和3年4月中旬以降の新規陽性者数の急増等に伴い、宿泊療養施設の拡充や飲食店への指導、県独自のワクチン広域接種センターの開設等感染症対策を強化するため、対策本部事務局の人員を95人へ拡充（令和3年5月21日）
- ・県民へのワクチン接種を迅速に進めるため、がん感染症疾病対策課内に「ワクチン接種推進室（16人体制→25人体制）」を設置（令和3年6月1日）
- ・ワクチン接種推進室の設置等に伴い職員を順次増員し、対策本部事務局の人員を過去最大の105人に拡充（令和3年6月9日）
- ・令和2年4月13日から無症状者や軽症者を受け入れる療養施設に、県職員を派遣（延べ899人）（令和3年6月14日）

○感染拡大防止に向けたチラシ配布【人事課】

- ・本県職員から感染者を出さないよう、勤務時間外の外出自粛をはじめ、感染症対策の徹底についてチラシにより全職員へ周知（令和2年4月3日）
- ・大型連休期間中の不要不急の外出自粛と年次休暇の取得促進についてチラシにより全職員へ周知（令和2年4月23日）
- ・緊急事態宣言解除後も、引き続き職員から感染者を出さないよう、不要不急の外出自粛や「新しい生活様式」を実践するよう求める周知チラシを全職員へ配布（令和2年5月15日）

○県職員の健康管理の徹底について通知（令和2年4月7日）【人事課・総務事務厚生課】

- ・勤務時間中のマスク着用を含む咳エチケットや執務室の定期的な換気等、感染予防について改めて周知徹底

- 本庁における休憩時間の分散（令和2年4月8日）【人事課】
 - ・本庁における昼食時の売店及びエレベーターの混雑を緩和するため、昼の休憩時間をフロア毎に分散。

- 業務継続のための分散勤務の実施（令和2年4月8日～5月31日）【人事課】
 - ・各所属で感染者が発生した場合でも、業務を継続する体制を確保するため、分散勤務を実施

- 公務災害認定請求の手続きについて周知（令和2年4月10日）【総務事務厚生課】
 - ・職員が公務により発症した場合の公務災害認定請求の手続きについて周知。（令和2年4月13日、市町村、一部事務組合及び地方独立法人にも周知。）

- 在宅勤務の促進【人事課・行政経営企画課】
 - ・出勤者を減らすために、新型コロナウイルス感染症対策等に従事する職員を除き、5割以上の職員の在宅勤務を目指す。（令和2年4月13日～5月31日）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策等に従事する職員を除き、職員の5割以上を目標に、在宅勤務等により出勤者の削減を図る。（令和3年1月14日～3月21日、4月20日～）※上記の期間以外においても、まん延防止の観点から、出勤時における人との接触を低減するため、できる限り在宅勤務を実施。

- 感染症拡大防止に向けた対応について通知（令和2年4月23日・24日）【財産活用課】
 - ・行政財産使用許可団体に対し、感染症の拡大防止への取組み、職員・同居家族に症状が疑われる際の県への速やかな報告について周知徹底

- 【再掲】県庁行政棟各課室に消毒液設置（令和2年4月24日）【財産活用課】

- 健康管理のための新型コロナウイルス感染症対策本部事務局等の職員に対する産業医面談等の実施（令和2年5月7日から実施）【総務事務厚生課】

- 感染症対策に係る今後の対応について通知【人事課・総務事務厚生課】
 - ・緊急事態宣言解除後も、勤務時間中のマスク着用等の感染症対策の徹底や、不要不急の外出自粛、在宅勤務等に取り組むよう周知。（令和2年5月15日）
 - ・緊急事態宣言の全面解除後も、勤務時間中のマスク着用、出張時の車内の密集・密接状態の回避等感染症対策の徹底や、緊急事態宣言が解除されて間もない地域への出張を行わないよう周知。（令和2年6月1日）
 - ・全県下での自粛要請解除を受け、出張の際は出張先の感染状況を踏まえるとともに感染症対策を徹底するよう周知。（令和2年6月23日）
 - ・県内の新規感染者数が再び増加したことを受け、業務後の大人数での会食や飲み会は、当面の間控えるよう周知。（令和2年7月31日）

- ・福岡コロナ警報の発動により、県民に対し、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用の自粛などを要請したことを受け、職員に対しても、要請内容に率先して取り組むよう周知。(令和2年8月6日)
- ・県内の新規感染者数が減少傾向にあることを踏まえ、大人数での飲み会は、感染防止対策の徹底が図れないときは控えるよう周知。(令和2年8月21日)
- ・年末年始における感染拡大を防止するため、国の要請に基づき、職員が年末年始の休日(12/29~1/3)に加え、その前後で休暇を取得することを奨励する旨、周知。(令和2年11月24日)
- ・福岡コロナ警報が再発動されたことから、職員に対し改めて感染症対策を徹底するよう周知。(令和2年12月14日)
- ・1都3県の緊急事態宣言発令を受け、対象区域の出張は原則行わないこととし、人との接触の機会を低減するため、時差出勤や在宅勤務に一層取り組むよう周知。(令和3年1月8日)
- ・1月14日、再度の緊急事態宣言発令のため、不要不急の外出自粛、時差通勤及び在宅勤務等に取り組むよう周知。(令和3年1月13日)
- ・県民、事業者に対する不要不急の外出自粛の要請解除後も、引き続き、感染防止対策や人との接触の低減に取り組むよう周知。(令和3年3月19日)
- ・会合の際は、少人数、2時間以内。深酒をせず、会話の際はマスクを着用し、大声を避けるよう周知を徹底。(令和3年4月1日、4月9日)
- ・新規採用職員に対し、新採研修で会合の際の留意点を周知。(令和3年4月5日)
- ・新規陽性者数が増加し、県民に対し不要不急の外出自粛等を要請したことを受け、不要不急の外出自粛、時差通勤の積極的な利用及び職員の5割以上を目標に在宅勤務に取り組むよう周知(令和3年4月19日)
- ・ゴールデンウィーク期間中は、県をまたいだ移動等の自粛、親戚等との大人数での会合を見合わせるよう周知(令和3年4月30日)
- ・5月12日に3度目の緊急事態宣言発令のため、4月19日通知の取組に加え、県外出張は原則行わない、飲食店の利用は、少人数、短時間とし、普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えるよう周知。(令和3年5月11日)

○職場における感染防止対策の再点検等について通知(令和2年5月15日)【総務事務厚生課】

- ・職場における感染拡大防止策について、その実態を改めて点検し、更なる対策の検討・実施に努めるよう要請。

○「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防について周知(令和2年6月1日)【総務事務厚生課】

- ・「夏季における健康管理について」の通知の中で、屋外でのマスク着用方法等、新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントについて周知。

○【再掲】県庁舎行政棟で検温体制を強化(令和2年8月26日)【財産活用課】

- ・県庁舎の総合案内に非接触検温計を設置

- 職場における冬季の感染症対策について通知（令和2年12月1日）【総務事務厚生課】
 - ・職場における感染症対策が徹底されているか、職場の衛生委員会等で改めて確認するとともに、対策の継続的な実施及び定期的な確認を要請。

- 職場における感染症対策の徹底について依頼（令和3年1月14日）【総務事務厚生課】
 - ・緊急事態宣言発令を受け、知事から県民に感染防止対策の徹底等が改めて呼びかけられたことを踏まえ、12月1日付けの通知で要請した対策の徹底を重ねて依頼

- 【再掲】本庁舎の県民レストラン「けんちょう Food Marche」内に、食事中以外のマスク着用の徹底を呼びかけるポスターを掲出（令和3年4月5日から）【総務事務厚生課】
- 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局等の職員に対して、転入後の環境の変化による心身の変調を早期に把握するための産業医面談等の実施（令和3年4月23日から実施）【総務事務厚生課】

- 職場における感染症対策について通知（令和3年4月30日）【総務事務厚生課】
 - ・変異株の増加や本県職員間におけるクラスターの発生を受け、職場における感染症対策が徹底されているか、職場の衛生委員会等で改めて確認するとともに、対策の継続的な実施及び定期的な確認を要請。

- 夏季における健康管理について通知（令和3年5月25日）【総務事務厚生課】
 - ・「新しい生活様式」における熱中症予防が求められているなか、熱中症予防行動について周知。

新型コロナウイルス感染症への対応状況

空港関係【空港事業課】

(福岡国際空港(株)・北九州エアターミナル(株))

- 空港施設内に手洗い・咳エチケットなど掲示を依頼
- 手すり、エレベーターなど、こまめなアルコール消毒など実施中
- 令和2年5月1日から福岡空港国内線ターミナル(保安検査場入り口)においてサーモグラフィーによる体温確認を開始(機器はFIACが設置)
- 令和2年7月8日から北九州空港国内線ターミナル(保安検査場入り口)においてサーモグラフィーによる体温確認を開始(機器は県が設置)

○航空路線の状況(6/14時点)

・国際線〔6月〕の状況

〈福岡空港〉

計画 約1,600便

運休 98%

〈北九州空港〉

計画 30便

運休 100%

・国内線〔6月〕の状況

〈福岡空港〉

羽田線など、全体で34%が運休

〈北九州空港〉

羽田線など、全体で55%が運休

※貨物のみの運航を除く

交通事業者関係【交通政策課】

- 緊急事態措置に伴い、交通事業者(鉄道・バス)に対し、国の基本的対処方針に基づく「終電の繰上げ」や「主要ターミナルにおける検温」等の実施への協力を依頼(5月7日)、緊急事態措置の延長に伴い、6月20日(日)まで延長(5月

31日)

<運休・減便関係>

【鉄道】

- JR九州が、5月12日(水)～6月20日(日)までの間、筑肥線(筑前前原～福岡空港)における一部列車の運休を実施。
- 西日本鉄道が、5月12日(水)～当面の間、平日の最終列車の繰上げ運行及び土日祝日の特別ダイヤでの運行を実施。
 - ・西鉄天神大牟田線
最終列車を約30～60分程度繰上げて運行(始発は変更なし)
 - ・西鉄貝塚線
最終列車を約60分程度繰上げて運行(始発は変更なし)
- 筑豊電気鉄道が、5月12日(水)～当面の間、最終列車を繰上げて運行。5月22日(土)以降は、当面の間、土日祝日のダイヤを約35%減便し、特別ダイヤで運行。
- 福岡市交通局が、5月12日(水)～6月20日(日)までの間、空港・箱崎線、七隈線の最終列車を約60分程度繰上げて運行(始発は変更なし)。
- 平成筑豊鉄道が、5月15日(土)～6月20日(日)の間(計12回)、レストラン列車「ことこと列車」の運行を休止。

【西鉄バス】

① 路線バス

- 6月8日(火)現在 [福岡地区] 土曜について、日祝ダイヤで運行
土曜・日祝について、一部路線運休
- [筑豊地区] 筑豊(特急)福岡線の最終便を運休
- [北九州地区] 土曜について、日祝ダイヤで運行

② 高速バス

- ・運休 5月28日(金)現在 福岡・北九州～東京線 他5路線
- ・減便 5月28日(金)現在 福岡・福岡空港～日田線 他20路線

在留外国人対応、国際関係【国際政策課、地域課】

○外国人相談センター(国際交流センター)相談状況

- ・相談件数: 340件(令和2年2月1日～令和3年5月31日)
- ・主な相談: 特別定額給付金関係、仕事・アルバイトの紹介、在留資格の取扱い

○外国人相談センター(国際交流センター)にパーティションを設置したり、非接触型体温計を配備するなど感染防止対策を徹底。

○国際交流センターHPにおいて厚労省等の情報(感染防止対策など)を、英語、中国語、韓国語に加え、ネパール語、ベトナム語でも提供開始(令和2年4月1日から)

- 福岡県留学生サポートセンターにおいて、大学・短大・高専に加え、専修学校及び日本語学校の留学生も対象としたアルバイトの斡旋を開始（令和2年5月11日から）
- 「特別定額給付金」や「生活福祉資金貸付制度」に関する情報を6言語に翻訳し、県内の学校を通じて留学生に周知。
- 在留外国人が自国の伝統や風習等に基づき行うお祭り等において、適切な感染防止策に取り組めるよう、留意事項をやさしい日本語のほか6言語に翻訳し、大学や技能実習監理団体等を通じて情報提供。
- 海外等からのマスク寄贈
 - ・令和2年3月 中国江蘇省 マスク5万枚（介護保険施設等に提供）
 - ・令和2年4～5月 在上海福岡県人会 医療用マスク計9,500枚（医療機関等に提供）
 - ・令和2年5月 中国江蘇省昆山市企業団体 マスク2万枚（社会福祉施設等に提供）
 - ・令和2年5月 台北駐福岡経済文化弁事処 マスク1万枚（社会福祉施設等に提供）
 - ・令和2年5月 ベトナムランソン省 マスク2万枚（医療機関等に提供）
 - ・令和2年6月 日越高校生「We Are One World プロジェクト」 マスク2万枚（社会福祉施設等に提供）
 - ・令和2年12月 日本台湾商工会議所 マスク1万5,000枚（社会福祉施設等に提供）

県内市町村への対応【市町村支援課】

- 国の情報、県の対応状況などを速やかに文書で各市町村に情報提供するとともに、市町村関係新型コロナウイルス感染症ポータルページに掲載
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の市町村分実施計画の策定を支援
 - 令和2年度第3次分実施計画（第1次・2次分込みの内容）
 - 60市町村 2,833事業（うち、地方単独事業2,451事業、国庫補助事業382事業）
 - 交付限度額約921億円（うち、地方単独事業約846億円、国庫補助事業約75億円）
 - に対し、交付対象経費1,007億円余（うち、地方単独事業約953億円、国庫補助事業54億円余）
 - 令和3年度実施計画（第1回提出分）
 - 11市町村 119事業（うち、地方単独事業114事業、国庫補助事業5事業）
 - 本省繰越額135億円余
 - に対し、交付対象経費約16億円（うち、地方単独事業15億円余、国庫補助事業0.2億円余）
- 5月6日、市町村における新型コロナウイルスワクチン高齢者向け接種計画を確認。7月末までに完了しない市町村については、その課題を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策本部と共有。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 県民等への主な周知

(1) 関係施設への周知

- ・ 県有文化施設に対して、感染症対策やイベント開催にあたっての留意事項について周知するとともに、女性相談所及び婦人保護施設に対して、社会福祉施設等における感染症への対応について周知（随時）。
- ・ 県内のスポーツ施設を持つ関係団体やプロスポーツ団体等に対し、5月6日から適用する入場人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする制限や21時までの営業時間短縮に関する要請を周知（令和3年5月3日）。
- ・ 県内のスポーツジム等に対し、5月22日から適用する1000平米超の施設の土日の休業要請等について周知（令和3年5月20日）。
- ・ 緊急事態措置の延長とともに、6月1日から土日の休業要請先からスポーツジム等が除外された旨を周知（令和3年5月28日）。

(2) ホームページ、メルマガ等での周知（随時）

- ・ NPO・ボランティアセンター、男女共同参画センターあすばる、女性の活躍推進ポータルサイト、青少年アンビシャス運動の各ホームページに、感染防止対策の徹底や緊急事態宣言の発令等、県民の皆様へのお願いを掲載。
- ・ 人づくり・県民生活部で所管しているメールマガジン（7媒体、約5万件）により、感染防止対策の徹底や緊急事態宣言の発令等について周知。

- ・ 福岡県NPO・ボランティアセンターメールマガジン@コンテ
- ・ ふくおか社会貢献企業応援メールマガジン
- ・ アクロスふくおかメールマガジン
- ・ あすばるメールマガジン
- ・ あんあんメール
- ・ 福岡県STOP! 飲酒運転メールマガジン
- ・ 女性と子どもの安全みまもり企業だより

- ・ 包括連携協定締結企業（23社）に対して、感染防止対策の取組みに係る協力を依頼。

(3) DV被害等の相談窓口の周知【男女共同参画推進課】

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が

懸念されることから、相談窓口について県ホームページで周知。国が電話やメールによる24時間相談とともにSNS相談を開始したことも、併せて周知（令和2年4月20日～）。

- ・DV相談窓口周知カードを作成し、市町村、関係機関、商業施設、医療機関、公民館等に配布（令和2年11月～）。

(4) 消費生活に関する県民相談・啓発【生活安全課】

- ・県消費生活センターにおいて、イベントや旅行のキャンセル、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する県民からの相談の受付及び注意喚起。

県内消費生活相談の内容及び件数（R2.1.24～R3.6.6）

（県・県内市町村の消費生活センター）

- ・マスク不足、転売等に関するもの（1,068件）、
 - ・トイレットペーパー等不足等に関するもの（85件）、
 - ・宿泊等の予約キャンセル料に関するもの（1,331件）、
 - ・給付金に関連した不審電話等に関するもの（23件）
 - ・ワクチン接種に関連した不審電話等に関するもの（9件）
 - ・その他（2,447件）
- 総計 4,965件

- ・ワクチン接種に関して、行政機関が金銭や個人情報を求めることはないことを呼びかけ。

- ・市町村及び保健福祉（環境）事務所の窓口に、啓発チラシを配架（令和3年2月12日）
- ・福岡県及び消費生活センターのホームページへの掲載（令和3年2月15日～）
- ・SNS（ツイッター、LINE）での呼びかけ（令和3年2月16日～）

2 学校等への周知等

(1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修・各種学校【政策課】【私学振興課】

- ・緊急事態措置が令和3年2月28日で解除されることを周知するとともに、感染の再拡大を防止するため、3月7日まで引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年2月26日）。
- ・令和3年3月7日までとしていた不要不急の外出自粛等の要請を、令和3年3月21日まで継続することへの協力を依頼（令和3年3月5日）。
- ・不要不急の外出自粛等の要請が令和3年3月21日で解除されることを周知するとともに、社会全体でリバウンド防止を図っていくため、引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年3月19日）。
- ・4月は転入・転居等が多くなることから、歓迎会を控え、飲食店は少人数で利用するなど、新入生等への注意喚起を依頼（令和3年4月5日）。
- ・令和3年4月20日からの不要不急の外出自粛等の要請、授業・学校行事・

部活動等における感染リスクの高い活動に係る学生等への注意喚起の徹底を依頼（令和3年4月19日）。

- ・若者の感染リスクも高い変異株陽性者が増加していることから、改めて学生一人一人への注意喚起の徹底を依頼（令和3年4月23日）。
- ・新規陽性者数が高い水準で推移していることから、学校等でのクラスター発生事例を示し、再度感染防止対策の徹底を依頼（令和3年4月28日）。
- ・まん延防止等重点措置の適用前に、同等の措置を先んじて実施することを周知するとともに、路上・公園等での集団での飲食を控える等、学生への注意喚起の徹底を依頼（令和3年5月3日）。
- ・本県が緊急事態措置の対象区域に追加されたことから、感染リスクの高い活動を制限し、その他の教育活動は感染防止策を徹底するよう依頼（令和3年5月7日）。
- ・令和3年5月31日までとしていた緊急事態措置を、令和3年6月20日まで延長することへの協力を依頼（令和3年5月28日）。
- ・県立三大学における学生支援

[相談窓口の開設]

九州歯科大学 学生支援・研究支援課
福岡女子大学 学生支援センター
福岡県立大学 学生支援班

[支援内容]

授業料について

→コロナ感染症の感染拡大の影響で世帯収入が著しく減少した学生などに対し、授業料の減免、分割納付、支払い期限の猶予

奨学金について

→コロナ感染症の感染拡大の影響で世帯収入が著しく減少した学生などに対し、日本学生支援機構の給付型奨学金、貸与型奨学金（無利子、有利子）の申し込み手続きの相談

(2) 私立学校（小学校、中学校、高等学校）【私学振興課】

- ・緊急事態措置が令和3年2月28日で解除されることを周知するとともに、感染の再拡大を防止するため、令和3年3月7日まで引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年2月26日）。
- ・令和3年3月7日までとしていた不要不急の外出自粛等の要請を、令和3年3月21日まで継続することへの協力を依頼（令和3年3月5日）。
- ・不要不急の外出自粛等の要請が令和3年3月21日で解除されることを周知するとともに、社会全体でリバウンド防止を図っていくため、引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年3月19日）。
- ・令和3年4月20日から5月19日までの外出自粛等の要請への協力を依頼（令和3年4月19日）。

- ・新規陽性者数が高い水準で推移していることから、学校等でのクラスター発生事例を示し、再度感染防止対策の徹底を依頼（令和3年4月28日）。
- ・まん延防止等重点措置の適用前に、同等の措置を先んじて実施することを周知するとともに、再度注意喚起を行い、引き続き感染症対策の徹底を依頼（令和3年5月3日）。
- ・本県が緊急事態措置の対象区域に追加されたことから、感染リスクの高い活動を制限し、その他の教育活動は感染防止策を徹底するよう依頼（令和3年5月7日）。
- ・令和3年5月31日までとしていた緊急事態措置を、令和3年6月20日まで延長することへの協力を依頼（令和3年5月28日）。

（3）幼稚園【私学振興課】

- ・緊急事態措置が令和3年2月28日で解除されることを周知するとともに、感染の再拡大を防止するため、令和3年3月7日まで引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年2月26日）。
- ・令和3年3月7日までとしていた不要不急の外出自粛等の要請を、3月21日まで継続することへの協力を依頼（令和3年3月5日）。
- ・不要不急の外出自粛等の要請が3月21日で解除されることを周知するとともに、社会全体でリバウンド防止を図っていくため、引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年3月19日）。
- ・令和3年4月20日から5月19日までの外出自粛等の要請への協力を依頼（令和3年4月19日）。
- ・新規陽性者数が高い水準で推移していることから、学校等でのクラスター発生事例を示し、再度感染防止対策の徹底を依頼（令和3年4月28日）。
- ・まん延防止等重点措置の適用前に、同等の措置を先んじて実施することを周知するとともに、再度注意喚起を行い、引き続き感染症対策の徹底を依頼（令和3年5月3日）。
- ・本県が緊急事態措置の対象区域に追加されたことから、感染リスクの高い活動を制限し、その他の教育活動は感染防止策を徹底するよう依頼（令和3年5月7日）。
- ・令和3年5月31日までとしていた緊急事態措置を、令和3年6月20日まで延長することへの協力を依頼（令和3年5月28日）。

（4）放課後児童クラブ【青少年育成課】

- ・緊急事態措置の解除後の対応について、県の要請内容の周知と感染防止対策の徹底を改めて依頼（令和3年2月26日）。
- ・感染の再拡大を防止するため、県の要請内容の周知と感染防止対策の徹底を改めて依頼（令和3年3月5日）。
- ・不要不急の外出自粛等の要請が令和3年3月21日で解除されることを周知

するとともに、社会全体でリバウンド防止を図っていくため、引き続き感染防止対策の徹底を依頼（令和3年3月19日）。

- ・令和3年4月20日から5月19日までの外出自粛等の要請への協力を依頼（令和3年4月19日）。
- ・新規陽性者数が高い水準で推移していることから、学校等でのクラスター発生事例を示し、再度感染防止対策の徹底を依頼（令和3年4月28日）。
- ・まん延防止等重点措置の適用前に、同等の措置を先んじて実施することを周知するとともに、再度注意喚起を行い、引き続き感染症対策の徹底を依頼（令和3年5月3日）。
- ・本県が緊急事態措置の対象区域に追加されたことから、注意喚起及び引き続き感染防止対策を徹底するよう依頼（令和3年5月7日）。
- ・令和3年5月31日までとしていた緊急事態措置を、令和3年6月20日まで延長することへの協力を依頼（令和3年5月28日）。

3 NPO等への支援

(1) NPOへの支援【社会活動推進課】

- ・NPO・ボランティアセンターにおいて、NPO法人を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する国、県等の給付金、貸付金等の支援制度等についてホームページ及びメールマガジンで周知。

(2) アーティスト等の文化芸術活動の再開への支援【文化振興課】

- ・文化芸術団体等に対し、公演開催に必要な費用（施設使用料）を補助（令和2年10月～令和3年3月）
補助率 1/2 補助上限額 50万円/日
補助件数 90件

(3) 社会的課題や地域課題の解決に貢献する文化芸術活動への支援【文化振興課】

- ・文化団体等が取り組む社会的活動や地域課題の解決に貢献する文化芸術活動に必要な費用を補助（令和3年3月～）
補助率 1/2 補助上限額 50万円
交付決定件数 9件（令和3年6月9日現在）

(4) スポーツイベント主催団体等への支援【スポーツ企画課】

- ・スポーツイベントにおける新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、検温サーモカメラ（3台）を市町村やスポーツイベント主催団体に無償で貸出。（令和3年4月1日～）

4 東京2020オリンピック競技大会の延期に伴う対応【スポーツ企画課】

- ・オリンピック聖火リレー（令和2年5月12日～13日）
公道でのリレーをセレブレーション会場でのトーチキスに変更し、令和3

年5月11日～12日に実施。

- ・パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル(令和2年8月13日～16日)
令和3年8月12日～15日に開催予定。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 雇用の維持・就労に関する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休暇、休業、解雇等の労働に関する特別相談窓口を県内4地域の労働者支援事務所内に開設

相談状況：2,569件（休暇、休業に関する相談が4割強）※令和3年6月4日現在
〔（内訳）休暇、休業に関する相談1,054件、雇用調整助成金に関する相談451件〕
解雇・雇止め・退職勧奨に関する相談137件 等

（参考）

福岡労働局の特別相談窓口

相談状況：81,765件（雇用調整助成金に係る相談が8割強）※令和3年5月31日現在

○緊急短期雇用創出事業 【労働政策課】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、学生、留学生を含め働く場を失った方に対し、緊急に短期の雇用を創出
- 事業主体は県及び県内市町村。市町村実施事業については、県が1/2を補助
- 既定予算を流用し、令和2年5月に事業開始。令和2年度6月補正予算に計上
- 令和3年度は14か月予算で事業を実施。6月補正予算で県実施事業分を拡充
- 当事業による就職決定者数は6,469人 ※令和3年6月4日現在

○再就職支援の強化【労働政策課】

- 離職者等のニーズを踏まえた求人開拓を実施するとともに、若者就職支援センター及び中高年就職支援センターの相談員を増員（令和2年度4月補正・令和2年度9月補正・令和2年度2月補正）
- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中においても、企業と求職者の出会いの場を提供し効率的なマッチング支援を行うことができるよう、Web上での合同会社説明会を実施（令和2年度9月補正・令和2年度2月補正）
- 人材不足分野への転職支援を強化するため、若者就職支援センター及び中高年就職支援センターへの求人開拓・求人企業支援員の配置、求職者向けセミナーの開催、県内各地域でのミニ面接会の開催などを実施（令和2年度4月補正・令和2年度9月補正・令和2年度2月補正）
- 求人開拓によって掘り起こした人材不足分野企業等と若者就職支援及び中高年就職支援センターの求職者とを紹介予定派遣の仕組みでマッチングさせる「人材不足分野への労働移動促進事業」を実施（令和2年度2月補正）

○Webを活用した就職支援（令和2年度9月補正・令和2年度2月補正）【労働政策課】

- 新規卒者や社会人の方の就職を支援するため、Web合同会社説明会を開催
- UIJターン就職を促進するため、Webインターンシップを開催。令和3年度からは、学生に加えて社会人向けにも実施

○県内企業の採用意向等調査（令和２年度９月補正）【労働政策課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた県内企業等の採用意向等調査を実施

○雇用維持のための専門家による助言等支援【労働政策課】

- ・労務管理等の専門家が、国の雇用調整助成金の活用や労働者が安心して休暇を取得できる制度の導入等について、個別相談会等により企業に対するコンサルティングを実施
- ・令和３年５月の緊急事態措置を踏まえ、個別相談会の開催回数を倍増（県内４地域ごとに月２回⇒月４回）（令和３年度６月補正）。雇用調整助成金の活用や個別相談会の情報について、市町村、経済団体、感染防止宣言ステッカー登録店等に周知

○外国人技能実習生等受入緊急支援事業（令和２年度１２月補正・令和２年度２月補正）【労働政策課】

- ・入国時に１４日間の待機が求められる技能実習生の宿泊費等を負担する受入企業に対する助成を実施

○障がい者就労支援事業所等におけるテレワーク導入経費に対する助成（令和２年３月２５日）【障がい福祉課】

- ・令和元年度第３次２月補正予算及び令和２年度４月補正予算を活用し、就労支援事業所等を利用する障がい者の在宅就労を推進するため、テレワークのシステム導入経費等の助成を開始

交付決定：２２件

○障がい者のテレワークの推進【新雇用開発課】

- ・障がい者のテレワーク導入に関して、相談窓口（コーディネーター配置）を令和２年６月に設置し、企業等が、より効果的なテレワークの導入ができるようサポート体制を整備
- ・加えて、令和３年度からは、要望のある企業へアドバイザーを派遣し、企業等のテレワークの導入サポート体制を強化
- ・テレワークを活用した障がい者求人の開拓を行い、WEB上で合同会社説明会を令和２年９月、１１月に実施
- ・令和２年度は、一般就労を希望する障がいのある人を企業で有期雇用し、テレワークによる教育訓練や実務に従事させ、即戦力としてテレワークで働くことのできる人材を育成
- ・令和３年度は、同様にテレワークによる実務訓練等を実施し、人材を育成するとともにマッチング体制を拡充して、就職支援を強化

○７０歳現役応援センターの機能の強化【新雇用開発課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる高齢者の求人を開拓するため、求人開拓専門員を令和２年１１月から新たに配置、令和３年度においても引き続き配置
- ・令和２年度は、セミナーや面談を遠隔で実施するため、７０歳現役応援センターの各オフィス（福岡・北九州・久留米・飯塚）に、WEB面談用の通信端末等を配備
- ・令和３年度は、企業等と高齢者が一堂に会する合同説明会を、新型コロナウイルス感染症対策のため、人数制限の上、実施する必要があることから、実施回数を増やして、就職の機会を提供

○テレワーク推進・人材確保支援事業【新雇用開発課】

- ・令和２年度は、県内の中小企業を対象に、テレワーク導入セミナー及び個別相談会を開催

し、必要な IT 環境や労務管理の整備、業務の整理等の情報を提供

- ・開催したセミナーの動画を作成し、県ホームページで公開
- ・令和3年度は、個々の企業に適したテレワークを推進していくことができる人材を育成するため、テレワークシステムや制度等を学ぶセミナーを開催

○障がい者を対象とした職業紹介の強化【新雇用開発課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる求人を開拓するとともに、障がいのある求職者と企業とのマッチング支援を行うコーディネーターを令和2年10月から増員、令和3年度においても引き続き配置
- ・企業と障がいのある求職者が一堂に会する就職相談会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、人数制限の上、実施する必要があることから、令和2年度は、実施回数を増やして、就職の機会を提供。令和3年度においても引き続き実施

○女性を対象とした再就職支援の強化【新雇用開発課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいる求人を開拓するとともに、女性求職者と企業とのマッチング支援を行うコーディネーターを令和2年11月から増員、令和3年度においても引き続き配置
- ・令和2年度は、就職支援を必要とする女性への子育て女性就職支援センター周知のためWEB広告（インスタ）を実施
- ・令和3年度は、多様なWEBサイト・情報紙・SNS等による発信を実施。さらに6月からは、WEB広告（Google、Yahoo等）を拡充
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底するため、合同会社説明会等で使用する飛沫感染予防用のパーティションを配備するとともに、令和2年度からWEB上での合同会社説明会を実施、令和3年度においても引き続き実施

○雇用調整助成金（教育訓練加算）活用のための研修プログラムの提供【職業能力開発課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小を余儀なくされた事業主に雇用調整助成金の教育訓練加算を活用してもらうため、北九州市と共同して研修プログラム（自宅のインターネット等を用いた教育訓練）を作成・提供

プログラム提供期間：令和2年5月19日から令和3年6月30日まで（7月も継続予定）

プログラムの内容：ビジネスソフトの基本操作、ビジネスマナー等全40プログラム

○職業訓練（委託訓練）の追加実施【職業能力開発課】

- ・令和2年度：離転職者等の再就職を支援するため、民間教育訓練機関等に委託して実施している職業訓練について、当初計画数190コース（定員3,999人）に10コース（定員195人）を追加
- ・令和3年度：新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた方やシフトが減少した方などが、職業能力を向上させ、今後のステップアップに結びつけられるよう、働きながら受講しやすい短時間・短期間コースを追加
※訓練規模等 575人（27コース）、2か月程度

○高等技術専門校及び障害者職業能力開発校へのオンライン訓練の導入【職業能力開発課】

- ・新型コロナウイルス対策及び「新しい生活様式」への対応としてオンライン訓練を導入。令和2年度中に必要な機器等を整備済み

2 生活困窮者に対する支援

○生活福祉資金の特例貸付の開始（令和2年3月23日）【保護・援護課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯に対し、「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付を開始

貸付決定：139,689件 ※令和3年5月31日現在

（内訳）緊急小口資金76,314件、総合支援資金（生活支援費）53,401件、
総合支援資金（生活支援費）再貸付9,974件

○インターネットカフェ等使用制限に伴う宿泊施設確保（令和2年4月17日）【保護・援護課】

- ・市及び県（町村部）の自立相談支援機関等に相談に来られた方を対象に、令和2年5月31日までの間、県有施設の宿泊室を21室確保
緊急事態宣言解除を受け、令和2年5月18日をもって終了
- ・県ホームページで、低料金で宿泊施設を提供可能な事業者を募集し、令和2年5月31日までの間、利用希望者に対しその宿泊施設の情報を紹介

協力宿泊施設：12施設

○住居確保給付金の対象者拡充（令和2年4月20日）【保護・援護課】

- ・休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう対象者を拡充

支給決定件数：253件 ※令和3年5月31日現在

- ・支給要件であった公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込を、令和2年4月30日から12月末までの間は不要とする緩和措置を実施
- ・住居確保給付金の申請受付を行う自立相談支援事務所の相談支援員を一部増員

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）の支給【保護・援護課】

- ・令和3年度6月補正予算を活用し、生活福祉資金特例貸付が借入限度額に到達している等により利用できない世帯に対し、最大で月額10万円（3人以上世帯の例）を3か月支給（申請期間：令和3年7月～8月末）

○保健福祉環境事務所における生活保護実施体制の強化【保護・援護課】

- ・令和2年度6月補正予算及び2月補正予算を活用し、一部の保健福祉環境事務所に生活保護の決定に必要な調査等を補助するための会計年度任用職員を配置

3 障がいのある人への支援

○遠隔手話サービスの実施【障がい福祉課】

- ・聴覚障がいのある人が行政機関への相談や医療機関への受診の際、手話通訳者を同行することが困難な場合に遠隔で手話サービスを提供する体制を整備

○「まごころ製品」共同受注窓口の活性化【障がい福祉課】

- ・障がいのある人の収入を確保するため、「まごころ製品」の共同受注拡大に向けた営業活動支援を実施

○障害者就業・生活支援センターの相談体制の強化【新雇用開発課】

- ・障害者就業・生活支援センター【はまゆう（宗像市）及びじゃんぷ（田川市）】の生活支援員を令和2年度（5月～3月）に増員し、休業等により不安を抱く方の相談体制を強化

○障がいのある人への合理的配慮に関する啓発動画等の制作【障がい福祉課】

- ・「新しい生活様式」における、障がいのある人への合理的配慮に関する県民や市町村職員に向けた啓発動画及びリーフレットの制作

4 児童への支援

○児童相談所虐待対応ダイヤル189（いち・はや・く）の周知（令和2年4月10日）【児童家庭課】

- ・外出自粛や学校の休業等の状況下においては、生活不安やストレスによる児童虐待の増加等が懸念されることから、児童相談所、市町村による見守りを行うとともに、児童相談所虐待対応ダイヤルについて県ホームページで周知

○児童相談所における児童の安全確認体制の強化【児童家庭課】

- ・令和2年度6月補正予算を活用し、各児童相談所に児童の安全確認体制を強化するための会計年度任用職員を配置

○保護者が感染し身寄りのない児童の保護【児童家庭課】

- ・保護者が新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者となった児童に保護者以外の世話をする親族等がない場合、児童相談所において一時保護を実施

5 ひとり親家庭への支援

○生活が困窮しているひとり親世帯に対する臨時特別給付金の給付【児童家庭課】

- ・令和2年度6月補正予算を活用し、児童扶養手当受給世帯に対し、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円等を給付
- ・令和2年度12月補正予算を活用し、臨時特別給付金を給付した世帯等に対し、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を再給付
- ・令和2年度2月補正予算を活用し、児童扶養手当受給世帯等に対し、児童1人につき5万円を給付

○住宅支援資金の貸付【児童家庭課】

- ・児童扶養手当受給者で、自立に向け資格取得などに意欲的に取り組むひとり親家庭の母又は父に対し、県社会福祉協議会を通じて、住居の借上げ費用として、月4万円を上限に最大12か月まで無利子で貸付
- ・貸付を受けた日から1年以内に就職等をし、1年間引き続き修業を継続した場合、返還を免除

○高等職業訓練促進給付金の対象資格等の拡充【児童家庭課】

- ・資格取得のための講座等を受講する期間の生活費（月額10万円等）を給付する高等職業訓練促進給付金について、訓練受講期間を1年以上から6か月以上に緩和し、Webクリエイター、CADなどの民間資格等の取得の場合も給付対象に追加

○保健福祉環境事務所における相談体制の強化【児童家庭課】

- ・令和2年度6月補正予算を活用し、各保健福祉環境事務所に通信端末を整備し、ひとり親家庭に対してテレビ電話を活用した相談を実施(L I N E の個人情報問題を受け、停止中)

6 人権への配慮

○人権啓発の取組み【調整課】

- ・新型コロナウイルス感染症に関して、県民一人ひとりの人権への配慮を呼びかけるとともに、人権相談窓口について周知、調整課にて人権相談に対応
- ・県ホームページに掲載(令和2年3月3日)、特措法改正に伴う内容更新(令和3年2月15日更新)
- ・SNSを活用した呼びかけ(令和2年4月、5月、令和3年5月)
- ・啓発チラシの配布、ポスターをJR・地下鉄等の駅に掲示(令和2年5月、7月)
- ・天神・博多駅・スタジアムの大型ビジョンでの放映(令和2年5月、8月、11月、12月)
- ・ラジオで知事メッセージを放送(令和2年5月)
- ・テレビで人権啓発CMを放送(令和2年5月、9月)
- ・会場で知事からメッセージを発信(令和2年10月)
- ・福岡県だよりに掲載(令和2年5月号、臨時号、7月号、11月号、令和3年1月号、3月号)
- ・新聞での広告(令和2年7月、9月、12月、令和3年3月)
- ・公用車ステッカーによる広報(令和2年7月～)
- ・県内4地域の映画館で啓発CMを放映(令和2年10月16日～11月12日、令和3年3月12日～25日)
- ・私たちが向き合うべきは、ウイルスであり、感染した人を責めることではないということを表した啓発ポスターを市町村に配布するとともに、JR・地下鉄・西鉄の駅に掲示(令和2年11月30日～12月13日、令和3年5月3日～5月16日)
- ・啓発ポスターの電車内中吊り広告を実施(令和2年12月1日～14日、令和3年7月20日～8月3日(予定))
- ・SNSなどへの不確かな情報の書き込みや拡散が、重大な人権侵害を引き起こしかねないことを理解してもらうための啓発CMを放送(令和2年12月1日～16日)
- ・特措法13条2項(差別防止規定)を市町村等に周知(令和3年2月16日)
- ・特措法13条2項(差別防止規定)を周知するパネルを、県庁1階ロビーに掲示(令和3年3月24日～)
- ・懸垂幕(県内庁舎)による広報(令和3年4月～)

7 学校の臨時休業等に対する対応

○学校等の臨時休業に対する支援【障がい福祉課】

- ・障がいのある幼児児童生徒が利用する放課後等デイサービスについて、感染の予防に留意した上で、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を事業者へ依頼(令和2年2月28日)

※増加する経費については、令和元年度第3次2月補正予算で措置済み

- ・令和2年4月以降についても、原則として開所し、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を依頼。併せて、今後の感染拡大の状況によっては、サービスの提供の縮小又は臨時休業を検討することを周知(令和2年4月2日)

- ・緊急事態宣言を受け、通所等の障がい福祉サービス事業所に対して、可能な場合には通所を控えることよりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対して、サービスの提供を確保することを周知（令和2年4月7日）
- ・県からの施設の使用停止に係る協力要請の中で、感染防止に万全の対策を講じるようお願いし、障がい福祉サービス等事業所については基本的に休止を要請しない施設とした上で、障がい児通所支援事業所に対しては、緊急事態宣言の期間中、家庭での対応が可能な利用者へ自粛を要請し、感染防止の観点から、サービスの提供の縮小を実施するよう通知（令和2年4月13日、14日）
- ・緊急事態宣言の延長を受け、事業所に対し、引き続きの対応を通知（令和2年5月5日）
- ・緊急事態宣言が解除された場合でも、地域によって学校の再開の状況等が異なることが考えられるため、障がい児通所支援事業所に対して、指定解除後の対応等について通知（令和2年5月15日）
- ・令和2年度4月補正予算を活用し、学校等の臨時休業により追加的に生じた放課後等デイサービスの利用者負担を免除

○学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応 【子育て支援課】

- ・保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、市町村に対し、感染の予防に留意した上で、原則として開所することを依頼。併せて、今後の感染拡大の状況によっては、保育の提供の縮小又は臨時休園を検討することを周知（令和2年4月2日）
- ・緊急事態宣言を受け、市町村の対応として、必要な方への保育の提供について十分な検討を行いつつ、仕事を休んで家にいることが可能な保護者には、園児の登園を控えるようお願いするなどにより、保育の提供の縮小を検討することが考えられることを周知（令和2年4月7日）
- ・県からの施設の使用停止に係る協力要請の中で、保育所については基本的に休止を要請しない施設とした上で、できる限り保育の提供を縮小するとされたことを踏まえ、市町村に対し、緊急事態宣言の期間中、どうしても必要な方への保育の提供は別にして、感染防止の観点から、保護者に児童の保育所の利用を控えるよう確実に要請し、保護者の勤務先にも理解を求めながら、保育の提供の縮小を徹底するよう通知（令和2年4月14日）
- ・緊急事態宣言の延長を受け、市町村に対し、引き続きの対応をお願いするとともに、特に配慮が必要な保護者には適切に対応するよう通知（令和2年5月8日）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、保育所については事業継続が求められる施設としたうえで、徹底した感染防止対策を依頼。併せて、市町村に対し、保育所を原則開所とした上で、感染拡大予防の体制が整うまで、引き続き、可能な保護者に対する園児の登園自粛のお願いなどの対策について検討するよう通知（令和2年5月15日）
- ・市町村に対し、緊急事態宣言が発令された地域における保育所等について、感染防止策を徹底しつつ、原則開所するとともに、感染者が発生した場合、引き続き適切に対応するよう通知（令和3年1月13日、4月30日）

○ファミリー・サポート・センター利用料の減免に対する助成【子育て支援課】

- ・小学校等の臨時休業に伴い、市町村がファミリー・サポート・センター利用者に対し、利用料の減免を行った場合に生じる費用を助成

※対象人数 132人

令和2年度末現在、34市町がファミリー・サポート・センターを設置

8 社会福祉施設・県有施設等の感染拡大防止対策

○児童養護施設等における感染拡大防止対策経費に対する助成

【子育て支援課】【児童家庭課】【障がい福祉課】【保護・援護課】

- ・令和元年度第3次2月補正予算、令和2年度4月補正予算及び6月補正予算等を活用し、施設等における消毒の実施、生活環境を分離するための個室の整備、手洗い設備の設置、マスクや消毒液、空気清浄機の購入、親子の面会の機会や施設入所児童の学習環境を確保するための通信端末等の整備等に係る経費を助成

交付決定：571件

- ・令和3年度は、令和2年度2月補正予算を活用し、届出保育施設が行う消毒液購入等の感染防止対策に係る経費を引き続き助成（令和3年5月11日通知）

○県有施設の開館に必要な感染拡大防止対策【福祉総務課】【労働政策課】

- ・クローバープラザ、北九州勤労青少年文化センターでは、開館にあたり、利用者及び職員に対する新型コロナウイルス感染症防止対策として必要な体表面温度発熱監視装置や空気清浄機等を設置

○民生委員・児童委員の感染拡大防止対策経費に対する助成（令和2年度9月補正）【福祉総務課】

- ・民生委員・児童委員のマスク、消毒液購入費相当額を福岡県民生委員・児童委員協議会へ交付

9 社会福祉施設等に対する支援

○社会福祉施設等において応援職員を派遣する際の旅費に対する助成【福祉総務課】

- ・令和2年度4月補正予算を活用し、新型コロナウイルスへの罹患等により職員が出勤できなくなった社会福祉施設等に対し、他施設から応援職員を派遣する場合に、派遣に係る旅費を助成 ※対象施設：高齢者施設、児童養護施設、障がい児者入所施設、保護施設等

○障がい者支援施設等において応援職員を派遣する際の旅費等に対する助成【障がい福祉課】

- ・新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生し、当該施設の職員だけでは運営が困難となった障がい者支援施設等に対し、他の施設からの応援職員の派遣に係る旅費、宿泊費、傷害保険料等を支援

○障がい福祉サービス事業所等におけるロボット等の導入に対する助成【障がい福祉課】

- ・感染防止及び介護業務の負担軽減のため、障がい福祉サービス事業所等がロボット等を導入する経費等を助成

交付決定件数：29件

○障がい福祉サービス確保のための支援に対する助成【障がい福祉課】

- ・休業や縮小をした通所サービス事業所等に対し、利用者の居宅を訪問するなどの代替サービスを提供する際に生じる賃金や交通費等を助成

○障がい児者養成研修等の受講機会拡充【障がい福祉課】

- ・障がい福祉分野の各種法定研修等について、受講生の密集を防ぐため分散して少人数で開催

○障がい福祉サービス事業所、救護施設等の職員に対する慰労金の支給【障がい福祉課】
【保護・援護課】

- ・利用者と接する障がい福祉サービス事業所、救護施設等の職員に対し、慰労金を支給（1人あたり5万円～20万円）
支給人数：32,837名

○障がい者就労継続支援事業所の生産活動活性化に要する経費に対する助成【障がい福祉課】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減収している障がい者就労継続支援事業所に対し、生産活動の活性化に必要な経費を助成
交付決定件数：66件

10 その他

○令和2年度保育士試験【子育て支援課】

- ・令和2年4月18日（土）、19日（日）実施予定の保育士試験（前期：筆記試験）を中止（令和2年4月8日：全都道府県が中止を決定）
- ・各受験者（1,010名）に対し、試験実施事業者から個別に通知。併せて、県ホームページ及び事業者ホームページにより周知
- ・後期試験（筆記）については、感染防止対策を万全に講じたうえで、令和2年10月24日（土）、25日（日）に実施。前期受験予定者には、別途案内通知のうえ、受験料を振替（受験者数：1,242名）

○高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校の再開【職業能力開発課】

- ・緊急事態宣言の解除を受け、高等技術専門学校を令和2年5月19日から、福岡障害者職業能力開発校を令和2年5月21日から再開（令和2年5月14日）

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 廃棄物の処理について

- 県内市町村や関係団体等に対し、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」等に沿って、感染予防策を講じつつ事業継続に取り組み、廃棄物を適正に処理するよう通知（令和2年1月29日から随時）
- 家庭ごみ対策や感染性廃棄物の取扱い等に関するチラシを県内市町村や関係団体等に配布するとともに、県ホームページに掲載し、家庭や医療機関、廃棄物処理業者等が廃棄物を取り扱う際の感染拡大防止策を周知（令和2年4月9日、5月7日、5月12日）
- 市町村、一部事務組合を対象に、職員の感染防止策及び事業継続体制の確保について、その状況及び課題に係る調査を実施（令和2年4月14日～17日、令和3年4月26日）
- 県内市町村や関係団体等を通じ、浄化槽の保守点検や清掃などに携わる業者に対して業務の継続を要請（令和2年4月17日、令和3年4月14日）
- 公益社団法人福岡県産業資源循環協会、福岡県清掃事業協同組合連合会及び福岡県環境整備事業協同組合連合会の3団体に対し、市町村の一般廃棄物処理に支障が生じた場合の協力を要請（令和2年4月22日、令和3年4月28日）
- 県内市町村や関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する国及び県の支援制度の周知を実施（令和2年5月26日）
- 市町村等が処理困難な状況に陥っていないか、適宜情報収集を実施
※ 令和2年度は、外出自粛による在宅時間の増加に伴い、家庭系ごみの排出量が前年度を上回った一方、事業系ごみは減少したため、滞りなく処理が進んでいることを確認

2 公共工事の一時中止等について

- 県発注の公共工事（自然歩道における標識等の再整備工事等）について、受注者に一時中止の意向を確認（令和2年3月25日）
※ これまで申し出により一時中止した案件は1件（現在一時中止中のものはなし）
- 県発注の既契約の工事又は業務について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について徹底するよう通知文書を発出（令和2年4月9日、令和3年1月6日）

3 未利用食品の取扱いについて

- 農林水産省が、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休業によって発生する未利用食品について、食品関連事業者からの情報を集約し、フードバンクに対し発信する取組みを開始（令和2年3月4日）
- 県内市町村に対し、未利用食品の有効利用の取組みを促進するよう通知文を発送し、一般社団法人福岡県フードバンク協議会に協力を依頼（令和2年3月9日）

4 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信について

- 環境部で所掌しているアプリ、メールマガジン、Facebook 等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報発信を実施
 - 〔アプリ〕 エコふぁみ
 - 〔メールマガジン〕 エコファミリー通信、エコ事業所通信
 - 〔Facebook〕 エコトンのエコ日記、福岡県生物多様性 web 情報サイト
 - 〔その他〕 電子メールやFAX で関係団体に送信

5 環境部所管の県有施設について

- 緊急事態措置により、志賀島ビジターセンター、平尾台自然観察センター、求菩提野営場及び鷹巣原野営場を臨時休館。また、福岡都市圏の自然公園（志賀島園地、芥屋園地及び渡園地）の駐車場を閉鎖

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 事業継続の支援

(1) 資金繰り対応の強化

○県制度融資による資金繰り支援

【中小企業振興課】

- ・セーフティネット保証4号、危機関連保証の認定を受けた事業者を対象に、「緊急経済対策資金」の保証料を全額補填（R2/3/2～）。
- ・無利子・無担保、保証料ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、資金繰り支援を強化（R2/5/1 創設、R3/3/31 受付終了）。

「緊急経済対策資金」（4号・危機関連）実績（6月4日現在）

<保証承諾> 件数： 5, 774件、金額：151, 221百万円

「新型コロナウイルス感染症対応資金」実績（5月31日時点）

<保証承諾> 件数： 47, 791件、金額：780, 484百万円

○新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

【中小企業振興課、新事業支援課】

- ・設置場所：本庁（中小企業振興課、新事業支援課）
中小企業振興事務所（県内4カ所）
（公財）福岡県中小企業振興センター、福岡アジアビジネスセンター
- ・開設時間：平日9時から17時まで
※ 通話料金無料の「フリーダイヤル経営相談窓口」（0120-567-179）（土日祝日を含む毎日9時から17時）

・相談件数：155, 642件（6月14日現在）

・相談内容：資金繰り 134, 137件（86.2%）

雇用関係 2, 374件（ 1.5%）

経営相談 829件（ 0.5%）

その他 18, 302件（11.8%）

(2) 協力金等の給付

○福岡県感染拡大防止協力金

【商工政策課】

新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めをかけるため、休業や営業時間短縮の要請に応じた飲食店等に対し協力金を給付。(※実績は全て6月14日現在)

【第1期】

要請期間：令和3年1月16日～2月7日

要請内容：20時までの時短営業

給付額：6万円/日

給付実績：28,268件、38,975百万円

【第2期】

要請期間：令和3年2月8日～2月28日

要請内容：20時までの時短営業

給付額：6万円/日

給付実績：28,555件、35,976百万円

【第3期】

要請期間：令和3年3月1日～3月7日

要請内容：21時までの時短営業

給付額：4万円/日

給付実績：26,139件、7,319百万円

【第4期】

要請期間：令和3年3月8日～3月21日

要請内容：21時までの時短営業

給付額：4万円/日

給付実績：25,842件、14,470百万円

【第5期】

区域：①福岡市、②久留米市

要請期間：①令和3年4月22日～5月5日

②令和3年4月25日～5月5日

要請内容：21時までの時短営業

給付額：売上高（減少額）に応じ2.5～20万円/日

申請期間：令和3年5月20日～7月20日

給付実績：854件、295百万円

【第6期】

区域：①福岡市、②久留米市、③その他市町村

要請期間：令和3年5月6日～5月11日

要請内容：①福岡市、②久留米市：20時までの時短営業

③その他市町村：21時までの時短営業

給付額：①福岡市、②久留米市 売上高（減少額）に応じ3～20万円/日

③その他市町村 売上高（減少額）に応じ2.5～20万円/日

申請期間：令和3年5月20日～7月20日

給付実績：1,860件、315百万円

【第7期】

区域：県内全域

要請期間：令和3年5月12日～5月31日

要請内容：休業又は酒類及びカラオケ設備の提供をやめて、20時までの時短営業

給付額：売上高（減少額）に応じ、4～20万円/日

給付額（家賃支援金加算）：家賃月額×2/3（上限20万円）

申請期間：令和3年6月1日～7月20日

給付実績：207件、167百万円

【大規模施設等に対する協力金（第1期）】

区域：県内全域

要請期間：令和3年5月12日～5月31日

要請内容：20時までの時短営業、5月22日以降の土日休業要請等

・大規模施設：1,000㎡毎に20万円×（短縮時間/営業時間）/日

・テナント：100㎡毎に2万円×（短縮時間/営業時間）/日

申請期間：令和3年6月1日～7月20日 給付実績：0件、0百万円

【第8期】

区域：県内全域

要請期間：令和3年6月1日～6月20日

要請内容：休業又は酒類及びカラオケ設備の提供をやめて、20時までの時短営業

給付額：売上高（減少額）に応じ、4～20万円/日

給付額（家賃支援金加算）：家賃月額×2/3（上限20万円）

申請期間：令和3年6月21日～7月20日

【大規模施設等に対する協力金（第2期）】

区域：県内全域

要請期間：令和3年6月1日～6月20日

要請内容：20時までの時短営業、土日休業要請等

・大規模施設：1,000㎡毎に20万円×（短縮時間/営業時間）/日

・テナント：100㎡毎に2万円×（短縮時間/営業時間）/日

申請期間：令和3年6月21日～7月20日

○福岡県中小企業者等月次支援金

【中小企業振興課】

緊急事態宣言に伴い影響を受ける事業者を幅広く支援するため、国の月次支援金に横出し、上乘せにより県独自の支援を行う。

- ・中小企業者等に対する国月次支援金の横出し給付

対象：売上△30%以上△50%未満

給付額：上限 10 万円（法人）、5 万円（個人）

給付実績：※6 月 18 日に申請受付開始予定

- ・酒類販売業事業者に対する上乘せ給付

対象：売上△50%以上

給付額：上限 20 万円（法人）、10 万円（個人）

給付実績：※7 月上旬に申請受付開始予定

（参考）

国の月次支援金

対象：売上△50%以上

給付額：

上限 20 万円/月（法人）

10 万円/月（個人）

2 「新しい生活様式」への対応

(1) 経営革新への支援

○経営革新実行支援補助金

【新事業支援課】

売上が 15%以上減少した事業者が飲食店のデリバリーやテイクアウト導入等、経営革新計画を策定し、新たな取組を実施する際に必要な経費に対し 3/4 を補助。

令和 3 年度 支援件数： 13 件、申請件数： 126 件（6 月 14 日現在）

令和 2 年度 支援件数： 892 件

○経営革新実行支援補助金（感染防止対策）

【新事業支援課】

令和 2 年度又は令和 3 年度に経営革新計画の承認を受けた事業者が実施する消毒、換気設備の導入等の感染防止対策に必要な経費に対し 3/4 を補助。

令和 3 年度 支援件数： 6 件、申請件数： 52 件（6 月 14 日現在）

令和 2 年度 支援件数： 350 件

○経営革新計画の策定支援

【新事業支援課】

経営革新に取り組む事業者の支援を強化するため、経営革新計画策定指導員を増員。

○中小企業技術・経営力評価書発行の無償化

【新事業支援課】

売上が15%以上減少した事業者に対し、企業の強み・弱みを専門家が客観的に分析・評価する「福岡県中小企業技術・経営力評価書」発行に係る手数料を無償化し、事業継続を支援。

令和3年度 申請件数：6件（6月14日現在）
令和2年度 支援件数：23件

(2) 生産性向上支援

○生産性向上に資する取組みや設備・治具等導入の支援

【中小企業技術振興課】

福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーの支援を受け行う、生産性向上の取組みや自動化装置等の導入に要する経費の一部を補助。

令和3年度 申請件数：40件（6月14日現在）
令和2年度 支援件数：21件

○中小企業診断士等の専門家派遣の無償化

【中小企業振興課】

福岡県中小企業振興センターでは、売上が15%以上減少した事業者に対し、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家派遣を無償化し、事業継続を支援。

令和3年度 支援件数：11件（6月14日現在）
令和2年度 支援件数：119件

(3) 製品開発・販路拡大等支援

○国のものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金に対する県の上乗せ補助

【中小企業振興課、中小企業技術振興課】

売上が15%以上減少した事業者が行うテレワークツールの導入や新製品開発・生産プロセス改善に必要な設備投資等に係る経費に対し、国の補助に加えて事業の総額の1/12を県費で上乗せ補助。

令和3年度 支援件数：78件（6月14日現在）
令和2年度 支援件数：99件

○「中小企業・小規模事業者応援補助金」による事業者負担の軽減

【中小企業振興課、中小企業技術振興課、新産業振興課、観光政策課、観光振興課】

売上が15%以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、新たな研究や製品開発、設備投資等を支援する16の既存補助金の補助率を嵩上げし3/4を補助。

令和3年度 支援件数： 8件（6月14日現在）

令和2年度 支援件数：180件

○「新しい生活様式」に対応した新技術・新製品開発の支援

【中小企業技術振興課】

- ・ 工業技術センターに殺菌装置や飛沫拡散防止の製品開発に対応する試作・評価機器を導入し、中小企業の製品開発を技術面から支援。
- ・ 中小企業が取り組む、「新しい生活様式」対応の新技術や新製品開発に要する経費の一部を補助。

令和3年度 申請件数：20件（6月14日現在）

○工業技術センターにおける依頼試験手数料・設備使用料の全額免除

【工業技術センター】

売上が15%以上減少した中小企業者に対し、依頼試験手数料・設備機器使用料の全額免除を実施。

令和3年度 全額免除実績：202件（6月4日現在）

（依頼試験145件、設備使用57件）

令和2年度 全額免除実績：1,524件

（依頼試験1,249件、設備使用275件）

○自動車関連中小企業の新製品開発等の支援

【自動車産業振興室】

他社との連携を目的とした自社技術・強みに係るホームページ、動画等のPRツール作成や地域内外の企業・団体等との共同開発等に要する経費に対して1/2を補助。

公募期間：令和3年4月12日～8月31日

令和3年度 申請件数：3件（6月14日現在）

○ベンチャーマーケットの開催

【新事業支援課】

- ・ **ウェブ配信によるフクオカベンチャーマーケットの開催**：企業のビジネスプラン発表や個別商談会のマッチング支援などをウェブ上で実施することにより、フクオカベンチャーマーケットを開催。

「ウェブ配信によるフクオカベンチャーマーケット」実績（6月14日現在）

令和3年度 4月開催 57人参加、5月開催 66人参加

令和2年度 計12回開催 延べ1,158人参加

- ・ **新たな日常に向けたベンチャーマーケットの開催**：IT技術等を活用した非接触・非対面モデルや治療薬、医療機器など、コロナ禍における新たなビジネスに特化したベンチャーマーケットを開催。

「ベンチャーマーケット ニューノーマル特集」（令和2年10月開催）

会場参加者数75人、視聴申込者数134人

（4）デジタル化の支援

○中小企業のデジタル化を支援する実証支援ラボの新設

【中小企業技術振興課】

工業技術センターに、設計・開発・製造技術のデジタル化支援のための機器を活用した「デジタル化実証支援ラボ」を新設し、ものづくり企業のニーズに基づいた共同研究や技術指導を実施。

○システム開発の支援

【新産業振興課】

中小企業等のデジタル化を加速させるため、ものづくりや農業等の現場ニーズに対応したシステムを開発する県内IT企業を支援。

令和2年度 支援件数：4件

○デジタル化を推進する人材の育成

【中小企業技術振興課】

経営者、生産部門責任者、現場技術者等の各階層に応じて、デジタル化に向けた知識・技術を習得する人材育成講座等を実施。

3 地域経済の活性化支援

○プレミアム付き地域商品券の発行支援

【中小企業振興課】

<令和3年度>

プレミアム付き地域商品券の発行規模拡大、プレミアム分上乗せを実施。

発行規模を233億円から343億円に拡大。(約1.5倍)

プレミアム助成：10/100

4月予約受付開始：2団体

5月予約受付開始：5団体

6月予約受付開始：23団体

6月販売開始：2団体

<令和2年度>

発行団体：230団体 発行総額：259億円

○通販サイトを活用した県産品販売キャンペーン（福岡県ウェブ物産展）の実施

【観光政策課、中小企業振興課】

感染拡大により、百貨店での物産展の開催中止等の影響を受ける中小企業者の販路確保を支援するため、県産品を割引価格でネット販売する「福岡県ウェブ物産展」を開催。今後、DOCORE 商品の特設コーナーを新たに設置し、事業者の売上回復を支援。

<令和3年度>

第一弾キャンペーン：令和3年3月1日（月）開始（3月26日（金）終了）

総売上：約2億9,432万円

割引クーポン配布枚数：36,801枚

第二弾キャンペーン：4月23日（金）開始（5月25日（火）終了）

総売上：約4億810万円（速報値）

割引クーポン配布枚数：49,546枚（速報値）

第三弾キャンペーン：6月3日（木）開始（7月5日（月）終了）

割引クーポン配布予定枚数：52,000枚

<令和2年度>

第7弾までのキャンペーンを実施。

総売上：約29億1,195万円

割引クーポン配布枚数：383,598枚

売れ筋商品：福袋、明太子、もつ鍋セット、蜂蜜、米等

○宿泊事業者が行う感染防止への支援

【観光振興課】

- ・ **福岡県宿泊施設受入対応強化補助金（R3年4月～6月下旬）**
県内の宿泊事業者が行う感染防止対策やワーケーション環境整備等に対し助成。※補助率1/2、上限300万円（政令市を除く）

令和3年度 支援件数：2件、申請件数：21件（6月10日現在）

- ・ **福岡県宿泊施設受入対応強化補助金（拡充分）（R3年6月下旬開始予定）**
6月補正により補助対象と上限額を拡充。
補助率3/4、上限750万円 ※政令市は補助率1/2、上限500万円

- ・ **福岡県宿泊事業者緊急支援補助金（令和2年度）**
マスク、消毒液、空気清浄機の購入等を助成。補助率3/4、上限50万円

令和2年度 支援件数：461件

○「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの実施

【観光振興課】

<令和3年度>

- ・ **第2弾 県民向け前売り宿泊券・旅行券観光応援キャンペーン**

販売期間：令和3年6月下旬～7月9日（予定）

利用期間：令和3年7月中旬～12月31日（予定） 目標人数：7万人

- ・ 県内の宿泊施設や旅行会社で利用可能な前売り割引宿泊券・旅行券
（1泊当たり最大5,000円/人）
- ・ 県内の飲食店や土産物店等で利用可能な地域クーポン券
（1泊当たり最大2,000円/人）

- ・ **第3弾 県民向け観光キャンペーン**

販売期間：令和3年7月中旬～8月31日（予定）

利用期間：令和3年7月中旬～12月31日（予定） 目標人数：61万人

- ・ 県内の宿泊施設を利用する際の宿泊料金を割引（1泊当たり最大5,000円/人）
- ・ 県内の旅行会社が販売する旅行商品代を割引
（1泊当たり最大5,000円/人、日帰り最大3,000円/人）
- ・ 県内の飲食店や土産物店等で利用可能な地域クーポン券を発行
（1泊当たり最大2,000円/人、日帰り最大1,000円/人）
- ・ 県内周遊促進のために利用するレンタカー代の割引（1台当たり3千円）を支援
- ・ タクシー料金の一部補助

※第2弾、第3弾とも、不要不急の外出・移動の自粛や時短営業の制限解除等を踏まえ判断

<令和2年度>

・第1弾

購入期間：令和2年11月5日～令和3年2月28日

利用期間：令和2年11月5日～令和3年8月31日

目標人数：10万人

・本県の宿泊施設を利用する旅行者の宿泊料金の割引（1泊当たり最大5千円/人）

販売状況：10万人泊分完売 ※現在は利用自粛を呼びかけ

○県内を巡る修学旅行を促進

【観光振興課】

本県を行程に組み込んだ修学旅行を実施する県内外の学校に対し、バス代の一部を補助。（バス1台1日あたり5万円（宿泊）、バス1台あたり3万円（日帰り））

令和3年度（6月14日現在）

支援学校数：18校、助成台数：84台、利用人数：2,020人

令和2年度

支援学校数：178校、助成台数：675台、利用人数：14,485人

○県産品を集めた大規模販売会の開催

【観光政策課】

県内の百貨店等を会場に県産品を集めた大規模販売会を開催。

日程：令和3年9月23日（祝・木）～10月3日（日）

場所：岩田屋本館、福岡三越

○「菓子祭り」の開催

【観光政策課】

集客力の高いお菓子を活用した「菓子祭り」を開催。併せて、本祭りを核として観光客を太宰府に呼び込む誘客・周遊イベントを実施。

（菓子祭り）

日程：令和3年10月16日（土）、17日（日）

場所：太宰府天満宮及び周辺地域

（誘客・周遊イベント）

日程：令和3年10月（約1か月間）

場所：太宰府天満宮、九州国立博物館等を中心とした地域

新型コロナウイルス感染症への対応状況について (6月14日時点)

○経営継続のための支援

- ・ 県内 22 か所に相談窓口を設置(令和2年3月)
各農林事務所(6)、各普及指導センター(10)、農林試資源活用研究センター(1)
水産海洋技術センター(4)、漁業管理課(1)
農林漁業者からの相談件数: 3,000 件
内容は運転資金や国・県の支援策に関するもの
- ・ 作業開始前の検温や作業場への入退場時のアルコール消毒など、農業場面での予防対策のポイントをまとめたチラシを農家に配布
- ・ 農林水産物直売所や「ふくおか地産地消応援の店」等に対し、三密の回避や入場制限など、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の指導を徹底

(生産対策)

- ・ 園芸・畜産で労働力不足を補うための省力化機械導入に対する助成(令和2年度)

○助成件数

園芸(移植機、収穫機、運搬車など)	121 件
畜産(搾乳自動搬送機、自動給餌機など)	9 件

- ・ 作業員間の接触機会を減らすためのスマート技術等を活用した機械・設備の導入に対する助成(令和2年度)

○助成件数

園芸(自動防除施設、集荷施設など)	21 件
水田(ロボットトラクター、ドローンなど)	130 件

- ・ 園芸、水田、畜産のDX(デジタルトランスフォーメーション)の取組に必要なスマート農業機械の導入に対する助成(令和3年度)

○申請件数

園芸(栽培管理用ドローン、ロボット茶管理機など)	8 件
水田(ロボットコンバイン、ロボット田植機など)	47 件
畜産(畜舎内環境制御システム、自動給餌機など)	20 件

- ・ 花きや野菜の次期作に必要な種苗・資材費に対する助成(令和2年度・3年度)

※ 令和3年度は6月下旬から申請受付を開始予定

○助成件数 68 団体(農家数 6,451 経営体)(令和2年度)

・和牛等子牛の導入に対する助成

(和牛に加え、交雑種や乳用種も対象)

○令和2年度助成件数 49 件
合計 7,388 頭 (うち和牛 4,274 頭、交雑牛 2,502 頭、乳用種 1,774 頭)

(令和3年4月以降の和牛子牛の導入)

○申請件数 29 件 (和牛 4,407 頭)

・林業労働者の雇用を維持するための県営林での間伐については、令和2年7月から3月まで実施 (11 林業経営体)

○雇用実績 1,125 名

・店舗やオフィス等を対象に、県産木材を活用した感染防止に資するリノベーション経費を助成 (令和3年度)

○申請件数 18 件

・技能実習生の在留資格変更許可に係る申請手数料等の助成 (令和2年度・3年度)

※ 令和3年度は6月9日から要望調査を開始

○助成件数 69 件 (令和2年度)

・園芸農業等に従事する技能実習生の在留資格変更に伴う賃金の掛かり増し経費に対する助成 (令和2年度・3年度)

※ 令和3年度は6月9日から要望調査を開始

○助成件数 59 件 (令和2年度)

・学生、留学生を含め働く場を失った方に対し、園芸品目の農作業や集出荷作業など、緊急に短期の雇用を創出 (令和2年度)

○雇用実績 約 422 名

・「福岡有明のり」品質検査場等における感染拡大防止のための赤外線カメラ設置に対する助成 (令和2年11月26日 設置完了)

・漁船漁業者の操業に必要な燃油代の一部を助成 (令和3年度)

※ 3か月分の実績に応じて支払い

○助成実績 540 件 (1月14日~2月末までの実績分 支払い済)

(需要喚起対策)

- ・ 県産農林水産物の消費を促進するため、博多和牛や県産花きなどを通販サイト「福岡県ウェブ物産展」で販売(令和2年5月2日開始-12月28日終了、取扱数:延べ136商品)

- ◆ 博多和牛肉や県産ガーベラなど

○ 販売実績 約 108,000 千円

- ◆ 緊急事態宣言の発令により、需要減退が懸念されることから、令和3年1月29日~3月31日まで再開

○ 販売実績 約 24,000 千円

- ◆ 令和3年3月1日より、「楽天市場」内特設ページ「福岡県ウェブ物産展」で農林水産物等を販売

○ 取組実績 約 11,000 千円 (令和3年3月1日~5月25日)

- ・ コロナ禍で需要が減少している県産酒の消費・利用促進や魅力向上を図るため、「福岡の地酒・焼酎 ONLINE SHOP」での県産酒応援セットの販売促進や「福岡の地酒・焼酎応援の店」によるPRを実施

- ◆ 酒蔵開きの中止により販売できない生酒等の「福岡の地酒・焼酎 ONLINE SHOP」を活用した販売を強化(令和2年度)

○ 販売実績 約 30,000 千円

- ◆ 「福岡の地酒・焼酎応援の店」(令和2年度・令和3年度)

○ 取組実績 (令和3年6月4日現在)

・ 「福岡の地酒・焼酎応援の店」認定店舗数 165 店舗

- ・ コロナ禍で販売価格が低迷している県産ブランド食材を首都圏・関西圏の外食事業者が「福岡フェア」で使用する際の送料支援等を助成(令和2年12月2日契約締結)

○ 取組実績

・ フェア開催店舗数 205 店舗

- ・ 果実: 量販店バイヤーとの対面商談や消費者への店頭試食販売が実施困難な状況を踏まえた、販売手法の転換等に対する経費を助成(令和2年度)

○ 取組実績

・ 非対面での商談(サンプル送付、電子カタログ)

・ 新規販路開拓 首都圏を中心に「秋王」55店舗、「甘うい」85店舗、「あまおう」24店舗

・ 店頭ディスプレイでのPR 175 店舗

- ・花き：企業・公共施設での県産花きの利用促進に対する助成（令和2年度）
 - ◆企業のオフィス等における飾花の取組を実施
 - ◆市役所等での産地と連携した飾花の取組を実施
 - ・緊急事態宣言の発令によるイベント等の中止で、需要低下が懸念されることから、企業や公共施設等への飾花の取組の支援を強化（※）

○取組実績

- ・企業での飾花 令和2年6月～令和3年3月 100企業
- ・産地での飾花（産地の公共施設等）
 - JA粕屋やJAふくおか八女など15産地で実施
 - （※飾花か所数 338か所→846か所）
- ・県庁ロビーでの飾花 令和2年6月9日から令和3年3月下旬まで33回実施

- ・県産花きの家庭や公共施設での利用拡大に対する助成（令和3年度）
 - ◆県産花きの販売キャンペーンする花屋に対して、県産花きの仕入れ経費の1/2を助成。（7月から実施予定）
 - ◆公共施設等で産地と連携した飾花の取組を実施（6月中旬から実施）
- ・学校給食への県産和牛等の提供に対する助成（令和2年度）

○助成件数

- ・県産和牛 : 1,078校（令和2年7月から提供を開始）
- ・はかた地どり : 950校（令和2年11月から提供を開始）
- ・県産水産物 : 1,008校（令和2年7月から提供を開始）

- ・ポータルサイト新設やウェブ商談などで「福岡の食」の魅力発信・販売促進（令和3年度）

○取組予定

- ・産地と外食事業者のマッチングを支援するポータルサイトの開設（令和3年8月下旬予定）
- ・ポータルサイトを活用したウェブ商談会の開催（令和3年11月、令和4年2月予定）

- ・通販サイトの紹介による「ふくおかの魚」魅力発信（令和3年度）

○取組予定

- ・新たなサイトの開設（令和3年7月予定）
- ※堅調な家庭内需要に応えるため、6月4日から一部前倒しで開設

- ・ウェブ商談会やインフルエンサーを活用した魅力発信などウェブを活用した県産農林水産物の輸出促進および新規販路開拓のための市場調査（令和3年度）

○取組予定

- ・新規販路開拓のための市場調査（令和3年7月から実施予定）
- ・ウェブ商談会の開催（令和3年10月、令和4年2月予定）
- ・インフルエンサーを活用したPR（令和3年10月頃から実施予定）

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○公共工事の一時中止等

- ・県土整備部発注工事又は業務（調査・測量・設計）において、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期延長の意向を確認。
- ・受注者から工事又は業務の一時中止等の申し出がある場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を行う。

○道路利用者への広報の実施

- ・「不要不急の外出」を控えるよう、道路情報板を活用した広報を実施。
全県 R3.5.12～

※（参考）NEXCO 西日本等の取り組み

- ・外出自粛について、道路情報板を活用した広報を実施。
- ・高速道路のSA・PAや道の駅でのチラシ掲示による広報を実施。
- ・レストランとフードコートについては、対面座席の撤去等の感染拡大防止対策を徹底し時短営業中。（道の駅については緊急事態宣言を受け、時短や一部店舗で休業中）
- ・路上飲みに関する情報を入手した場合、注意喚起の看板を設置する。

○海岸・河川利用者への広報等の実施

- ・海岸でのマリンレジャーを控えるよう、看板による広報を実施。（R2.4.28～）
- ・ダム管理出張所の駐車場を閉鎖。（R3.1.14～）
- ・河川親水施設等の利用自粛や適切な距離の確保について、看板による広報を実施。
（R2.5.1～）
- ・河川において「花見を行う際の飲食の自粛」を促す看板設置などの協力要請。
（R3.3.5～）
- ・ダムカードの配付を全面中止。（R3.5.12～）

○道路占用許可及び河川法許可手続きの弾力的運用

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため、道路占用者から許可期間等の延長申請があった場合には必要な範囲内で許可するとともに、当該手続きの電話による連絡を認めるなど簡素化を行う。
- ・河川法 23 条他の手続きについて、FAX やメールによる申請書の提出を認める等弾力的な運用を行う。
- ・外出自粛要請などの理由で、占用料等の納入が期限までに困難となった占用者について、納入期限を延長。
- ・「3密」回避のため飲食店等が行うテイクアウトやテラス営業等のための仮設施設の路上利用について、道路占用許可基準を令和3年9月30日まで緩和。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

県民向けの対策

○県発注工事等の一時中止措置等（令和2年3月2日）【建築都市総務課】

- ・県発注工事等の受注者から、当該工事等の一時中止や工期の延長の申出があった場合には、必要に応じて契約金額の変更や工期の延長を実施

※申出件数9件（令和3年6月14日現在）

※実績件数9件

○県営公園における感染拡大防止対策【公園街路課】

- ・集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請を実施

※令和3年4月24日から 西公園、大濠公園、天神中央公園

※令和3年4月26日から 東公園、名島運動公園

※令和3年5月 6日から 春日公園、中央公園、筑豊緑地、筑後広域公園

- ・有料施設の新規の予約受付中止（令和3年4月28日から5月5日まで）

- ・福岡県・福岡市合同「公園飲み」対策パトロールを実施（令和3年4月30日）

※天神中央公園、市営警固公園

- ・夜間のライトアップの中止（令和3年5月4日から緊急事態宣言が解除されるまで）

※旧福岡県公会堂貴賓館（天神中央公園）、亀山上皇像（東公園）、中ノ島（大濠公園）

- ・路上飲みが散見された2つの県営公園において、一部エリアの夜間立入禁止を実施（令和3年5月7日から緊急事態宣言が解除されるまで）

※大濠公園、天神中央公園

- ・集客力のある大型遊具などの公園施設の利用禁止措置（令和3年5月12日から緊急事態宣言が解除されるまで）

※東公園、西公園、大濠公園、春日公園、中央公園、筑豊緑地、筑後広域公園

- ・福岡都市圏の4つの県営公園において、駐車場を閉鎖（令和3年5月12日から緊急事態宣言が解除されるまで）

※西公園、大濠公園、名島運動公園、春日公園

○県営住宅における家賃の減免及び徴収猶予等の実施（令和2年3月26日）【県営住宅課】

新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ・県営住宅に入居中の方で、収入が著しく減少した方に対し、家賃の減免や徴収猶予の負担軽減措置を実施

- ・業績不振により解雇等をされたため、現に居住している住居からの退去を余儀なくされる方に対し、県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供を実施

※相談件数290件（令和3年6月14日現在）

（うち家賃減免・徴収猶予261件、一時提供29件）

※実績件数182件

(うち家賃減免・徴収猶予169件、一時提供13件)

■問い合わせ窓口（県営住宅及び公社住宅）

福岡県住宅供給公社の各管理事務所等

(受付時間 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く。))

【福岡管理事務所】 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階

TEL 県営住宅 092-713-1683

【北九州管理事務所】 北九州市八幡西区西曲里町2番1号 黒崎テクノプラザ5階

TEL 県営住宅 093-621-3300

【筑後管理事務所】 久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル4階

TEL 県営住宅 0942-30-2660

【筑豊管理事務所】 飯塚市吉原町6番1号 あいタウン3階

TEL 県営住宅 0948-21-3232

【県営住宅管理部】 福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階

TEL 公社賃貸 092-781-8020

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 令和2年3月の学校の臨時休業開始から同年5月の学校の教育活動再開までの対応について

本県では、令和2年2月27日の政府による全国一斉の学校休業要請及び同年2月28日の福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議における「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する方針」の決定を受け、学校については、3月2日から臨時休業を開始し、県内での新型コロナウイルス感染状況等を踏まえて、原則として5月17日まで臨時休業としてきた。

5月18日以降は、準備が整った学校から段階的に教育活動を再開した。北九州地区の学校については、北九州市における新型コロナウイルスの感染拡大に伴って遅れたものの、順次教育活動を再開し、6月30日までには全ての学校が教育活動を全面的に再開した。

2 令和2年5月の学校の教育活動再開後の対応について

- 学校の教育活動再開後における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び児童生徒等の感染が判明した場合等の対応について、次のような感染症対策を行うよう県立学校に通知（令和2年5月14日。以後、本県の感染状況等を踏まえて適宜更新。また、同日、市町村教育委員会に対しても周知。）。

【感染症対策の主な内容】

- ・ 児童生徒等に対する基本的な感染症対策の徹底（こまめな手洗い・マスクの着用の徹底、教室等における換気の徹底、校内の清掃・消毒の実施方法、食堂や図書館などの大勢の生徒が集まる場所での対応方法、学校医等と連携した保健管理体制の確保 等）
- ・ 児童生徒等の健康状態の確認及び発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応方法（健康観察シートを用いた毎朝の健康状態確認の実施、健康状態が確認できなかった児童生徒等に対する学校での検温・健康観察等の実施、発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導 等）
- ・ 児童生徒等の感染が判明した場合の学校の対応方法（学校の臨時休業の実施、学校再開の判断基準、保健所が行う濃厚接触者の特定等の調査への協力、他の児童生徒等への健康観察の徹底、校舎内の消毒の実施 等）
- ・ 児童生徒等及び児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合の対応方法（児童生徒等に対する出席停止の措置、保健所が行う当該児童生徒等の経過観察の協力、他の児童生徒等への健康観察の徹底 等）

【令和3年4月以降の対応状況について】

- 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことに伴い、学校におけるまん延防止の取扱い等について周知するとともに、引き続き必要な感染症対策に取り組むよう県立学校に通知（4月6日、6月2日）。また、同日、市町村教育委員会に対しても周知。

- 本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定された要請内容を周知するとともに、やむを得ず外出する場合には、密集を避ける、マスクを着用する等の感染症対策の徹底するよう、改めて県立学校に通知（4月19日）。また、同日、市町村教育委員会に対して適切に対応するよう依頼。
- 本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定された要請内容を踏まえ、引き続き、感染症対策の徹底を図るよう県立学校に通知（4月22日、5月3日、5月7日、5月21日）。また、同日、市町村教育委員会に対して適切に対応するよう依頼。
- 東京都や大阪府が緊急事態宣言の対象区域とされること等を受け、文部科学省が、学校における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項を示したことから、当該留意事項を踏まえ、教育活動における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るよう県立学校に通知（4月26日、5月10日、5月18日、5月24日、6月2日、6月14日）。また、同日、市町村教育委員会に対しても周知。
- 5月3日に本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定された要請内容を踏まえ、修学旅行など宿泊等を伴う学校行事は、実施の見合わせや適切な実施時期等の検討を行うとともに、部活動については、生徒同士が組み合うことが主体となる活動といった感染リスクの高い活動は制限すること等を県立学校に通知（5月6日）。また、同日、市町村教育委員会に対して適切に対応するよう依頼。
- 本県が緊急事態宣言の対象区域に追加されることが決定したこと等を踏まえ、緊急事態措置期間中は、必要に応じて分散登校等を実施すること、修学旅行などの学校行事は実施しないこと、部活動については、休養日の拡大や活動時間の短縮を行うとともに、生徒同士が組み合うことが主体となる活動といった感染リスクの高い活動は実施しないこと等を県立学校に通知（5月10日、5月28日、5月31日）。また、市町村教育委員会に対して適切に対応するよう協力を依頼（5月11日、5月28日）。

令和3年6月17日
企 業 局

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

○料金徴収の弾力的運用

- ・ 企業局が運営する工業用水道の受水企業（大企業25社、中小企業39社）のうち、国の「持続化給付金」又は県の「持続化緊急支援金」の対象となった企業については、「福岡県工業用水道使用料条例」第4条に基づき、使用料の減免を実施。

※ 実施済 製造業5社（令和2年度）

業種内訳：コンクリート製品等製造、ペットボトル原料等製造、
自動車用ホイール等製造、発泡スチロール製品製造